

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年4月25日
【事業年度】	第21期（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）
【会社名】	株式会社エニグモ
【英訳名】	Enigmo Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 最高経営責任者 須田 将啓
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂四丁目8番15号 赤坂KOSENビル 4階 (注) 2025年3月3日から本店所在地「東京都港区赤坂八丁目1番22号 NMF青山一丁目ビル 6階」が上記のように移転しております。
【電話番号】	(03) 6894-3665 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレートオペレーション本部長 金田 洋一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂四丁目8番15号 赤坂KOSENビル 4階 (注) 2025年3月3日から本店所在地「東京都港区赤坂八丁目1番22号 NMF青山一丁目ビル 6階」が上記のように移転しております。
【電話番号】	(03) 6894-3665
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレートオペレーション本部長 金田 洋一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2021年1月	2022年1月	2023年1月	2024年1月	2025年1月
売上高 (千円)	-	-	-	-	5,928,834
経常利益 (千円)	-	-	-	-	693,374
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	-	-	-	-	433,783
包括利益 (千円)	-	-	-	-	1,559,847
純資産額 (千円)	-	-	-	-	11,439,667
総資産額 (千円)	-	-	-	-	14,444,120
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	287.11
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	10.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	78.9
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	3.8
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	29.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	269,886
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	1,410,878
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	298,053
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	-	9,087,543
従業員数 (名)	-	-	-	-	149
〔ほか、平均臨時雇用者数〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 42 〕

(注) 1. 第21期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。また、第21期の自己資本利益率は、連結初年度のため、期末自己資本に基づき計算しております。

2. 第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2021年1月	2022年1月	2023年1月	2024年1月	2025年1月
売上高 (千円)	7,077,484	7,616,747	6,868,805	6,203,762	5,645,264
経常利益 (千円)	3,030,692	2,979,078	1,143,091	1,019,753	891,604
当期純利益 (千円)	2,098,968	2,055,198	712,574	838,365	605,229
持分法を適用した場合の投資損失 (千円)	-	-	94,933	132,777	-
資本金 (千円)	381,903	381,903	381,903	381,903	381,903
発行済株式総数 (株)	42,642,000	42,642,000	42,642,000	42,642,000	42,642,000
純資産額 (千円)	9,220,577	10,858,982	10,145,475	10,525,913	11,895,919
総資産額 (千円)	12,737,206	13,676,101	12,684,755	13,225,199	14,601,391
1株当たり純資産額 (円)	220.45	259.80	253.77	264.26	298.80
1株当たり配当額 (円)	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
(1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	50.41	49.35	17.48	21.12	15.25
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	50.38	49.32	-	-	-
自己資本比率 (%)	72.1	79.1	79.7	79.3	81.2
自己資本利益率 (%)	25.3	20.5	6.8	8.1	5.4
株価収益率 (倍)	24.3	12.5	35.3	17.2	21.2
配当性向 (%)	19.8	20.3	55.9	47.3	65.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,134,350	1,509,247	322,765	1,707,735	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	222,823	56,417	785,261	1,014,691	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	291,160	416,419	1,422,185	480,575	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	11,807,725	12,844,859	10,315,637	10,529,231	-
従業員数 (名)	96	103	115	129	114
〔ほか、平均臨時雇用者数〕	〔17〕	〔18〕	〔19〕	〔21〕	〔24〕
株主総利回り (%)	140.0	72.1	73.4	45.8	42.4
(比較指標：配当込みTOPIX)	(110.0)	(117.7)	(126.0)	(166.9)	(186.7)
最高株価 (円)	1,823	1,567	720	639	437
最低株価 (円)	522	600	457	297	265

- (注) 1. 第17期及び第18期における持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失( )については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
2. 第19期から第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所(プライム市場)におけるものであり、2022年4月4日以前は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。
4. 第21期より連結財務諸表を作成しているため、第21期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期の期首から適用しており、第19期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2【沿革】

年月	概要
2004年2月	ショッピング・コミュニティサイトの運営を事業目的として、東京都港区南青山において株式会社エニグモを設立
2005年2月	グローバル・ショッピング・コミュニティ「BuyMa（バイマ）」のサービス開始
2005年12月	個人ブログの情報発信力を活用したプロモーションシステム「プレスブログ」のサービス開始（広告事業開始）
2006年3月	本社を東京都渋谷区東に移転
2007年1月	消費者参加型CM制作ネットワーク「filmo（フィルモ）」のサービスを開始
2007年7月	本社を東京都渋谷区渋谷に移転
2009年7月	財団法人日本情報処理開発協会（現：一般財団法人日本情報経済社会推進協会）より「プライバシーマーク」の付与認定を取得
2010年5月	本社を東京都港区南青山に移転
2010年11月	グローバル・ショッピング・コミュニティ「BuyMa」からファッションを主軸としたソーシャル・ショッピング・サイト「BUYMA（バイマ）」へサービスをリニューアル（注）
2011年8月	「BUYMA」関連事業への経営資源集中に伴い、広告事業から撤退
2012年7月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2012年12月	米国Image Network社と資本・業務提携
2013年6月	韓国株式会社エニグモ코리아に出資
2013年7月	株式会社stulioに出資
2014年4月	世界中の本をクラウドソーシングで翻訳、電子書籍化する「BUYMA Books（バイマブックス）」のサービス開始
2015年2月	ロケットベンチャー株式会社を完全子会社化
2015年10月	GLOBAL版「BUYMA（バイマ）」（「GLOBAL BUYMA（グローバルバイマ）」）をリリース
2016年3月	韓国株式会社エニグモ코리아の転換社債を株式へ転換し連結子会社化
2017年5月	本社を東京都港区赤坂に移転
2017年10月	「BUYMA KOREA（バイマ코리아）」を「GLOBAL BUYMA」へ統合
2018年1月	ロケットベンチャー株式会社の全保有株式を譲渡し連結から除外
2018年7月	「BUYMA TRAVEL（バイマトラベル）」をリリース
2019年4月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2021年7月	株式会社MEGURU（2024年8月に株式会社BUYMA TRAVELに商号変更）に出資
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場へ移行
2023年7月	株式会社ゲツラクに出資
2024年5月	株式会社BUYMA TRAVELの株式を取得し、同社及びその子会社であるMMS Guam Corporation、MMS Activity Corporation並びにその孫会社であるSea Eagle Diving Adventures, Corporationを連結子会社化
	Non Brokers株式会社（現：HOUSE REVO株式会社）に出資
2024年8月	BUYMA TRAVEL事業を会社分割（簡易吸収分割）により株式会社BUYMA TRAVELに承継

（注）1. 「BUYMA」は、サービス名称表記を「BuyMa」から「BUYMA」へ変更しております。

2. 出資に関する記載は、重要性の高い出資のみを記載する方針としております。

### 3【事業の内容】

当社グループは、当連結会計年度において、株式会社BUYMA TRAVEL（2024年8月1日付で株式会社MEGURUより商号変更）の株式を追加取得し子会社化したことに伴い、株式会社BUYMA TRAVELの子会社2社及び孫会社1社等を連結の範囲に含めており、当社、連結子会社5社（孫会社を含む）、持分法適用関連会社1社の計7社により構成されております。主要な関係会社の詳細については「4 関係会社の状況」をご参照下さい。

当社グループでは、「世界を変える、新しい流れを。」というミッションの下、インターネットを通じて、法人・個人の垣根を壊し、誰もが多様な専門性を生かすことで今まで存在しなかった新しい価値を創造する、“Specialty” Marketplace（スペリヤルティマーケットプレイス）を中核とし、Fashion Platform事業及びTravel Platform事業の企画・開発・運営を主たる事業としております。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）」をご参照下さい。

各事業の内容は、次のとおりであります。

#### （Fashion Platform事業）

当社グループ事業の中核となる“Specialty” Marketplace（スペリヤルティマーケットプレイス）「BUYMA」は、世界各国のパーソナルショッパー（出品者）から、世界中のファッションアイテムを購入できるマーケットプレイスです。“Specialty” Marketplaceとは、嗜好性の高いモノ・サービスを扱うために、ある分野に特化した専門性の高いマーケットプレイスを指します。

「BUYMA」は、服飾、美容、生活雑貨などのライフスタイル全般に広くかかわるアイテムを中心に、2005年2月よりサービスを開始いたしました。

パーソナルショッパー業務（出品した商品の買い付け）を個人に開放してソーシャル化したことで、従来のビジネス構造とは異なる新しい価値を提供するCtoC（一般消費者間で行われる取引）型のプラットフォームとなっております。出品者となるパーソナルショッパーは、主に海外在住の日本人が登録しており、現地の最先端アイテム、日本で買うより安いアイテムなど、世界中の魅力的なアイテムを「BUYMA」に出品します。パーソナルショッパーは出品したアイテムに注文が入ってから買い付けすることが可能であるため、在庫リスクを持たずに取引を行うことができます。

また、一般のパーソナルショッパーに加え、取引実績等から「BUYMA」が有料と認定したパーソナルショッパー及び法人として豊富な出品数と独自のラインナップを構成する法人ショップがあり、購入者はそれぞれの多種多様な嗜好に合わせて、特別で価値の高いアイテムに出会うことができます。

2025年1月現在で、世界182カ国で23万人超のパーソナルショッパーにより、登録数18,800ブランド以上、出品数650万品以上のアイテムが出品され、クロスボーダーに商品が集まっており、会員数は約1,152万人と多くのユーザーから利用されております。

「BUYMA」は、以下のようなビジネスモデルの特徴を有しております。

#### 旬で豊富な品揃え

パーソナルショッパーが在庫リスクを持たずに販売ができるため、世界182カ国から旬なアイテムが幅広くラインナップされます。また、パーソナルショッパー23万人超の嗜好性が反映されるため、多様化する消費者の趣味を幅広くカバーすることができます。トレンドの変化もパーソナルショッパーによっていち早くキャッチアップでき、常に旬なアイテムを取り扱うことができます。

#### 価格の適正性

店舗を持たず、中間業者を介さないため、現地に近い価格で提供可能となっております。また、パーソナルショッパー同士の競争原理が働くため適正な価格を実現できております。

#### 在庫の効率化

今まで店舗で品切れ、サイズ切れ、入手困難なアイテムは諦める以外選択肢がありませんでした。「BUYMA」では、世界182カ国に点在するパーソナルショッパーが現地で調達することで、世界中に散在する在庫を仮想的に統合することができ、消費者の入手機会を大きく高めております。

#### スケールビリティ

世界中のパーソナルショッパーと連携して、日本のトレンドを反映させる品揃え戦略、パーソナルショッパーを獲得し教育するパーソナルショッパーリレーション、検索エンジンで上位表示させるスペシャリストを擁したSEO体制、芸能人や読者モデルと連携したソーシャルメディアマーケティング、雑誌・テレビへの徹底したPR体制など、ソーシャル、マーケティング、テクノロジーを駆使した低コストな運用により、取引規模を効率的に拡大させることを可能とし、高い収益性を実現しております。

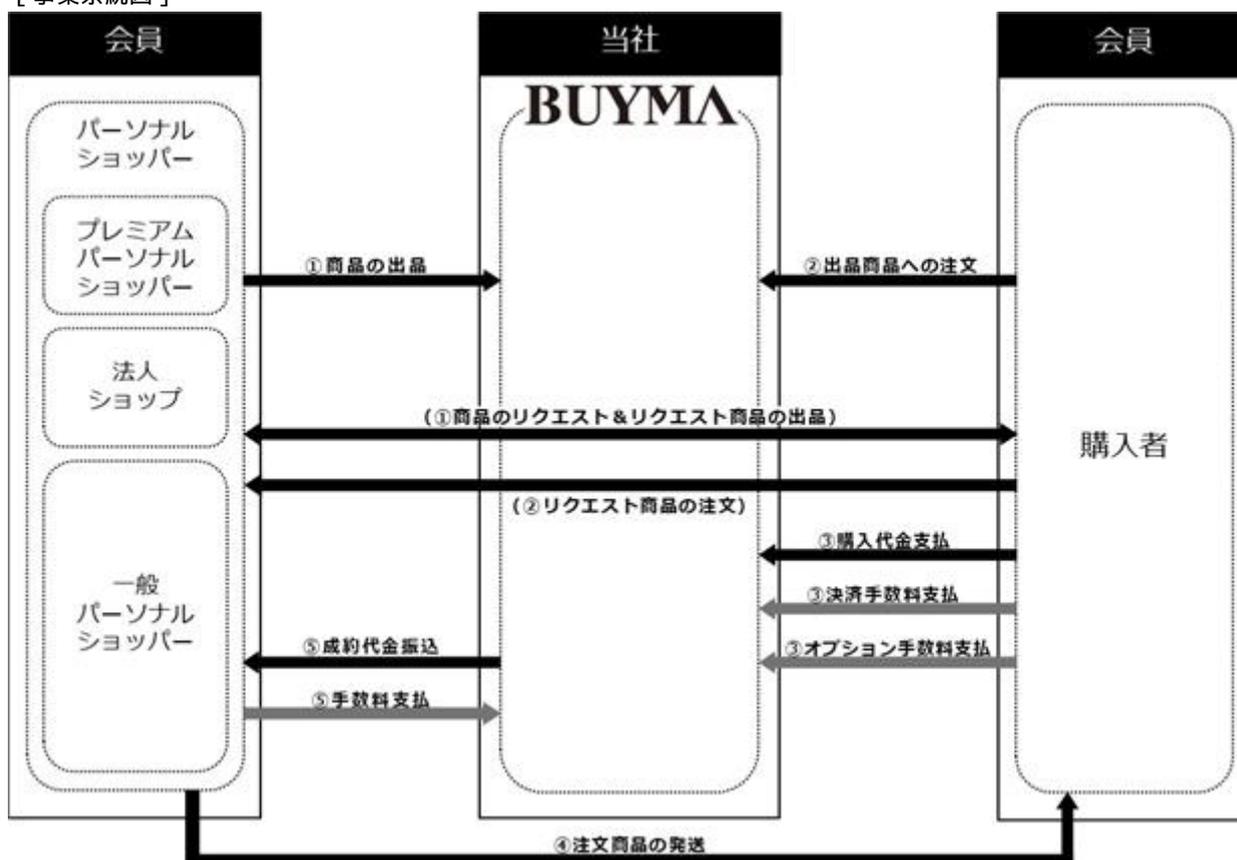
パーソナルショッパー

「BUYMA」では、世界182カ国に在住する23万人超のファッション感度の高いパーソナルショッパーの中から自分の趣味嗜好に合うパーソナルショッパーを探することができます。買い付けから配送まで細やかな対応でお買い物をサポートしてくれるパーソナルショッパーによって、日本にいながら世界中のトレンドをいち早くキャッチしつつ、自分だけのコーディネートを実現することができます。また、会員は、アイテムの購入を依頼できるリクエスト機能により「BUYMA」に出していないアイテムでも購入することができます。

当社グループは「BUYMA」で取引されたアイテムの価格に応じて、下記の利用料・手数料をパーソナルショッパー及び購入者より受領し、利用手数料収入として売上高に計上しております。

対象ユーザー		手数料（消費税込）
購入者		決済システム利用料として出品価格の5.50%
		あんしんプラス加入料として出品価格の1.47% 最低利用料金293円 (購入者がオプションの可否を選択できます。)
パーソナルショッパー	一般パーソナルショッパー	成約手数料として出品価格の7.70%
	プレミアム パーソナルショッパー	成約手数料として出品価格の5.50%
	法人ショップ	成約手数料として出品価格の5.50%～7.70% (3ヵ月間の取扱高実績により変動します。)

[事業系統図]



(Travel Platform事業)

Travel Platformには、連結子会社である株式会社BUYMA TRAVELの提供する「BUYMA TRAVEL」及び連結孫会社であるMMS Guam Corporation、MMS Activity Corporationが提供する「現地アクティビティサービス」を主な事業としております。

「BUYMA TRAVEL」

「BUYMA TRAVEL」は、海外旅行者に対して海外在住の日本人が現地でのプライベートツアーを提供するサービスであり、2019年8月より独立サイトとしてのサービス提供を開始しております。(2024年8月1日付で「BUYMA TRAVEL」事業を当社の連結子会社である株式会社BUYMA TRAVELへ分割しております。)「BUYMA TRAVEL」は世界各地に在住する日本人ガイドと旅行者をつなぐCtoC型の旅行プラットフォームであり、プライベートガイドがそれぞれの得意分野を生かしたプランを出品しているため、現地ならではの体験やユニークなアクティビティを提供することで新たな旅のスタイルを提案しております。

「BUYMA TRAVEL」は、以下のようなビジネスモデルの特徴を有しております。

日本語で旅行をサポート

現地在住の日本人がプライベートガイドとしてガイドをするため、旅行代理店のツアーの不自由さもなく、個人での手配による不安もないように、旅行前の相談から現地での案内まで日本語であらゆる面をサポートすることができます。

特別な体験

現地に精通しているプライベートガイドが、それぞれの得意分野を生かしたプランを出品しており、通常のツアーにはないショッピング同行やグルメ巡りなどの特別な体験をすることができます。

オーダーメイドの旅行プラン

出品しているプランだけではなく、プライベートガイドと相談しながらオリジナルの旅行を作り上げていくことも可能です。また、リクエスト機能を使い「やりたい! 行きたい! 泊まりたい!」を「BUYMA TRAVEL」のサイトからリクエストすることで、そのエリアに詳しいパーソナルガイドからオーダーメイドのプランの提案を受け、自身の希望に沿った旅行プランを作成することができます。

当社グループは「BUYMA TRAVEL」で取引されたプランの価格に応じて、下記の利用料・手数料をパーソナルガイド及び購入者より受領し、利用手数料収入として売上高に計上しております。

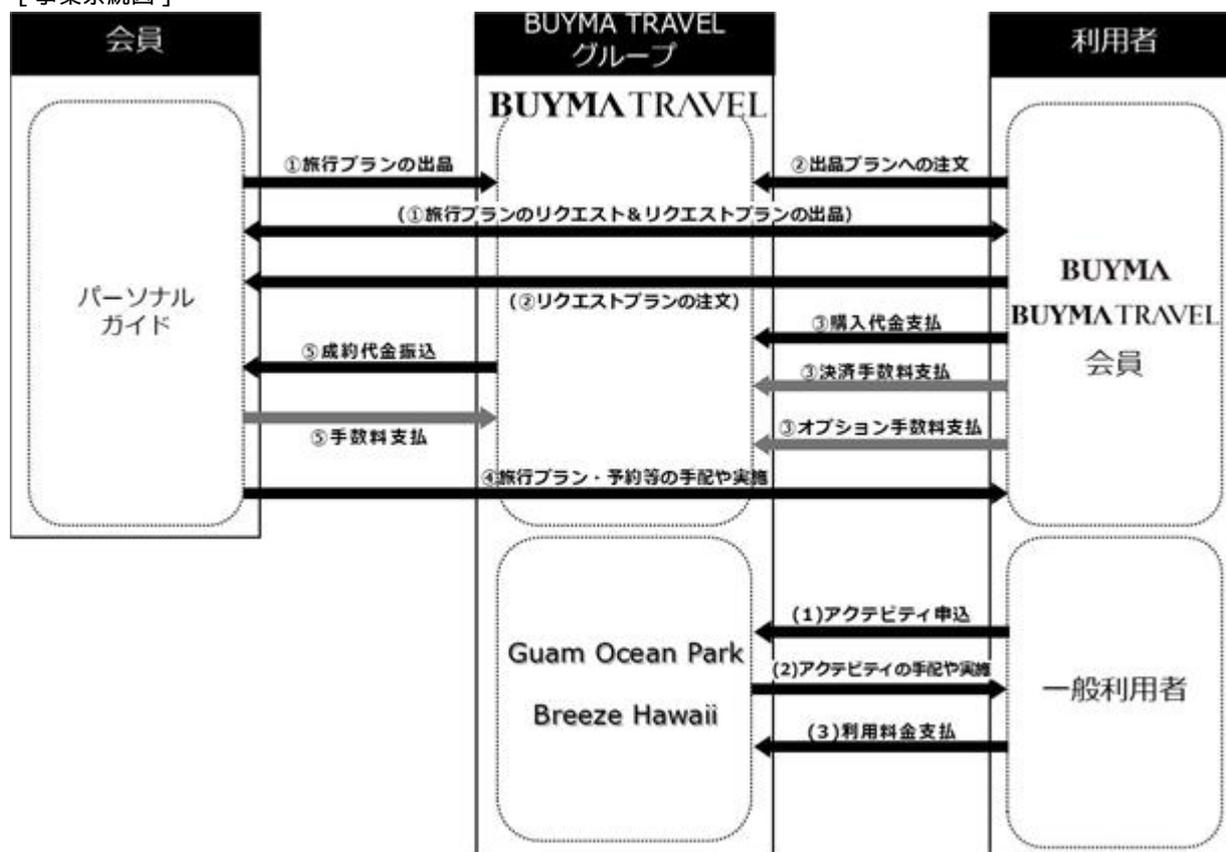
対象ユーザー	手数料(消費税込)
購入者	決済システム利用料として出品価格の5.50%
パーソナルガイド	成約手数料として出品価格の10.00%

「現地アクティビティサービス」

連結孫会社が提供する現地アクティビティサービスは、グアム及びハワイでのマリンスポーツの企画から実施までを主に行っております。

MMS Guam Corporationが運営するGuam Ocean Parkでは、利用者だけが入場できる2つのビーチがあり、パラセーリング、バナナボート、シュノーケリング、ジェットスキーなど多種多様なマリンスポーツを楽しむことができます。MMS Activity Corporationが運営するBreeze Hawaiiでは、自社ボートにてダイビングやウミガメ遭遇率99%ともいわれるシュノーケリングなどのマリンスポーツを楽しむことができます。どちらのサービスも、現地に精通している在住の日本人を含むスタッフたちによるサポートがあるため、言葉の心配はいりません。また、当日の申し込みが可能なアクティビティもあるため、天候や体調などをみながら追加で参加することも可能です。旅行者の多様なニーズにこたえ、グアム及びハワイでの滞在を充実させる体験を提供しています。

[ 事業系統図 ]



#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社BUYMA TRAVEL (注)4、6	東京都千代田区	100百万円	Travel Platform事業	75.88	役員の兼任 1名 資金貸付
MMS Guam Corporation (注)6	アメリカ グアム準州	450千ドル	Travel Platform事業	75.88 (75.88)	資金貸付
MMS Activity Corporation (注)6、7	アメリカ ハワイ州	435千ドル	Travel Platform事業	75.88 (75.88)	資金貸付
Sea Eagle Diving Adventures, Corporation	アメリカ ハワイ州	10千ドル	Travel Platform事業	37.94 (37.94) [50.00]	
その他1社					
(持分法適用関連会社)					
株式会社ゲツラク (注)8	東京都渋谷区	5百万円	社会人インターンの斡旋 業務及び有料職業紹介	33.42	役員の兼任 1名 資金貸付
(その他の関係会社)					
ソニーグループ株式会社 (注)5	東京都港区	881,357百万円	電気機器の製造及び販売	被所有 25.2	役員の兼任 1名

(注)1. 連結子会社の「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

- 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。
- 議決権の所有割合の[ ]内は、緊密者の所有割合で外数であります。
- 株式会社MEGURUは2024年8月1日付で株式会社BUYMA TRAVELに商号変更しております。
- 有価証券報告書を提出しております。
- 特定子会社であります。
- 債務超過会社であり、債務超過の額は2024年12月31日時点で28,222千円であります。
- 債務超過会社であり、債務超過の額は2025年1月31日時点で35,225千円であります。

#### 5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
Fashion Platform事業	101 (23)
Travel Platform事業	35 (18)
全社(共通)	13 (1)
合計	149 (42)

(注)1. 従業員数は就業人員であります。

- 従業員数の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。
- 当連結会計年度より、報告セグメントを従来の「ソーシャルコマース事業」の単一セグメントから、「Fashion Platform事業」、「Travel Platform事業」の2区分に変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(2) 提出会社の状況

2025年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
114 (24)	36.9	5.6	7,009,825

セグメントの名称	従業員数(人)
Fashion Platform事業	101 (23)
全社(共通)	13 (1)
合計	114 (24)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
 2. 従業員数の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。  
 5. 前事業年度末に比べ従業員数が15名減少しておりますが、その主な理由は自己都合退職の増加並びに採用人数の減少によるものであります。  
 6. 当事業年度より、報告セグメントを従来の「ソーシャルコマース事業」の単一セグメントから、「Fashion Platform事業」、「Travel Platform事業」の2区分に変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異  
提出会社

当事業年度
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1
38.1

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。  
 2. 当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、男性労働者の育児休業取得率、労働者の男女の賃金の差異の記載を省略しております。

連結子会社

当社の連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異の記載を省略しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは「世界を変える、新しい流れを。」というミッションの下、インターネットを通じて、法人・個人の垣根を壊し、誰もが多様な専門性を生かすことで今まで存在しなかった新しい価値を創造し、世界をよりよく変えることを目的とし、経営の基本方針として定め、企業価値並びに株主価値の増大を図ってまいります。

#### (2) 目標とする経営指標

当社グループは継続的な事業拡大と企業価値向上のため、売上高及び営業利益を重要指標としております。

#### (3) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

国内の衣類・服装雑貨等市場（衣料品、靴、鞆、宝飾品、アクセサリ、子供服、スポーツ用品等が対象）は2023年においては約11.6兆円であり、そのうちEC市場規模は2.6兆円、加えて生活雑貨、家具、インテリア市場は約7.8兆円であり、このうちEC市場規模は2.4兆円、と新型コロナウイルス感染症拡大の状況下における需要の高まりによる市場拡大が一巡した一方で、スマートフォン利用の浸透とアプリ機能の向上に加え、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした消費者のライフスタイルの変化が定着し、EC化率は着実に上昇してきております。（経済産業省：令和5年度 電子商取引に関する市場調査をもとに推計）このような市場環境の中、当社グループは、“Specialty” Marketplace（スペシャルティマーケットプレイス）「BUYMA」及び「BUYMA TRAVEL」の運営を中心とした事業を展開しております。「BUYMA」サービス開始から当社グループが培ってきたソーシャルプラットフォームの運営ノウハウや、182カ国23万人超のパーソナルショッパーの方々と共に築いてきたネットワーク等の事業基盤にオウンドメディア、スタイリング及びリセール等に加え、ファッションアイテムとの出会いから処分までを一気通貫で提供するBUYMA経済圏を確立・拡大することで、サステナブルな社会を実現してまいります。また、BUYMA事業を柱としつつ、新収益の柱となる“Specialty” Marketplaceを複数構築することを目指し、M&A・アライアンスも積極的に活用し、更なる事業の拡大を目指してまいります。

#### (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

環境変化が著しいインターネット関連業界において、当社グループが対処すべき主な課題は以下の7点と認識しております。

##### 成長領域への積極的投資

- 知名度の向上
- プラットフォームの安全性強化
- 取扱サービス・商品の拡充
- 競合他社への対応
- 優秀な人材の採用
- 経営管理体制の強化

##### 成長領域への積極的投資

「BUYMA」及び「BUYMA TRAVEL」を中心に収益基盤の継続的な強化を図るとともに、付加価値の高いサービスの提供や技術、人材の育成に向けた環境整備を進め、積極的な投資を行ってまいります。さらに事業拡大を推進するため、サービスの知名度向上に加え、安定的な商品・サービス提供体制の確立、出品商品や提供サービスの信頼性確保、サイトのユーザビリティ向上が不可欠であると考えております。今後も積極的な広告・広報活動を推進し、サービスの認知度向上を図るとともに、個人情報保護、知的財産権侵害品対策、旅行サービスにおける安全管理対策の強化に取り組んでまいります。また、グローバル展開や独自の経済圏の確立を視野に入れ、迅速なサービス向上と拡大に注力してまいります。

##### 知名度の向上

当社グループの事業成長には、「BUYMA」及び「BUYMA TRAVEL」の知名度向上が不可欠であると考えております。また、大手企業との提携をはじめとする事業展開を有利に進めることや、優秀な人材の採用・確保のためには、「エニグモ」自体のブランド価値向上も重要であると認識しております。当社グループは、効率的かつ積極的な広報・マーケティング活動を推進し、各サービス及び当社全体の認知度向上を継続的に図ってまいります。

##### プラットフォームの安全性強化

インターネットを活用したマーケットプレイス及び旅行プラットフォームの普及に伴い、取引の安全性確保に対する社会的要請は一層高まっております。当社グループは、安心・安全な取引環境を提供するため、個人情報保護や知的財産権侵害品対策に加え、旅行サービスにおけるトラブル防止策や安全管理対策の強化を最重要課題の一つとして位置づけ、継続的に取り組んでまいります。

#### 取扱サービス・商品の拡充

「BUYMA」においては、“Specialty” Marketplaceとしての魅力を一層向上させるため、多様なユーザーのニーズに応える出品者の積極的獲得を進めるとともに、トレンド情報の発信を強化し、取扱商品のさらなる拡充を図ってまいります。また、「BUYMA TRAVEL」においては、現地体験型のユニークなアクティビティやサービスの拡充を推進し、多様な旅行スタイルに対応できるプラットフォームの構築に努めてまいります。

#### 競合他社への対応

ファッション市場及び旅行市場において競争が一層激化することが予想される中、多様化する消費者の需要に的確に対応することが重要であると考えております。当社グループは、独自の強みを活かし、「BUYMA」及び「BUYMA TRAVEL」の利便性向上と差別化を進めるとともに、新たなサービス展開にも積極的に取り組んでまいります。

#### 優秀な人材の採用

今後の成長を支える上で、当社のVALUEを体現する優秀で熱意のある人材を適時に採用することが重要な課題であると認識しております。特に、ファッション及び旅行分野に精通した専門人材や、グローバル展開を推進できる人材の確保が不可欠です。当社グループでは、従業員が高いモチベーションを持ち、最大限の能力を発揮できる環境づくりを進め、組織の成長とともに働きがいのある職場の整備に努めてまいります。

#### 経営管理体制の強化

市場動向、競合環境、顧客ニーズの変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織運営のため、経営管理体制のさらなる強化に努めてまいります。また、企業価値の継続的な向上に向け、グループ全体のガバナンス体制を強化するとともに、内部統制及びコンプライアンスの徹底を推進してまいります。

(注) VALUEとはエニグモの行動指針であり、以下の3つの要素を指します。

- 1 . Self-Starter
- 2 . Out-Performer
- 3 . Team-Builder

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

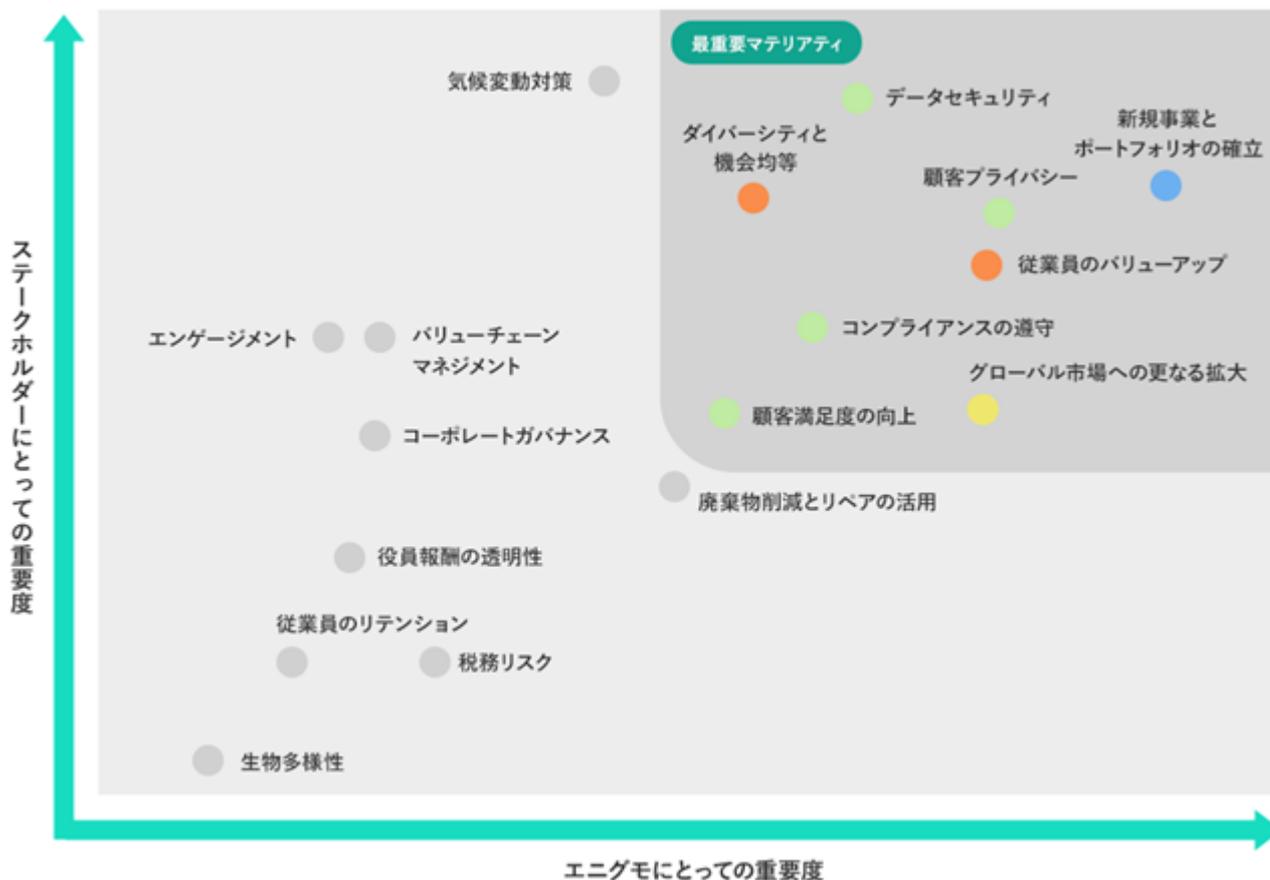
### (1) サステナビリティに関する考え方

当社グループは個人をエンパワーメントすることで、個人の選択肢を拡げ多様な価値観が認められる社会を目指します。これを実行することにより、自国だけの価値観にとどまらない生き方や選択肢を生みだし、より豊かな人生を送れるように後押しをします。また、この目標を達成する課程において、グローバル市場で成長、繁栄するとともに、私たちが直面する気候変動等の社会課題の解決にも貢献します。

#### マテリアリティ及び重点取組事項

2023年5月に当社グループは、国連の持続可能な開発目標（SDGs）等の目指すべき社会の実現に向け、社会と当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値に影響を与える重要な課題（マテリアリティ）及び4つの重点取組事項を特定しました。

● 新規事業とポートフォリオの確立 ● サービス品質/ユーザー体験の質向上 ● 優秀な人材の活躍と機会均等 ● グローバル市場への更なる拡大



重点取組事項	あるべき姿	KPI
新規事業とポートフォリオの確立	・既存事業で安定した収益を上げ、新規事業に投資することで、既存事業以外からの収益が確立されている状態	2025年1月期までに「BUYMA」事業以外で売上高10億円以上を目指す
サービス品質/ユーザー体験の質向上	・顧客が「BUYMA」サービスを不安なく継続して利用したいと思っている状態 ・顧客がセキュリティ面において不安を感じずに利用し続けられている状態	個人情報等の漏洩事故発生0件を継続する
優秀な人材の活躍と機会均等	・各従業員が会社の成長に貢献し、個々人の能力を向上できている実感を持っている状態 ・従業員のみならず、「BUYMA」利用者においても多種多様な人材が活躍できる場を提供できている状態	
グローバル市場への更なる拡大	・海外向け事業からの収益を拡大し、国内市場に依存しない状態	2028年1月期までに海外向け売上高10億円を目指す(注)

(注) 海外向け売上高については、「BUYMA TRAVEL」における海外売上高及び今後の新規事業ないし買収先の企業における海外向け売上高を指します。

### ガバナンス

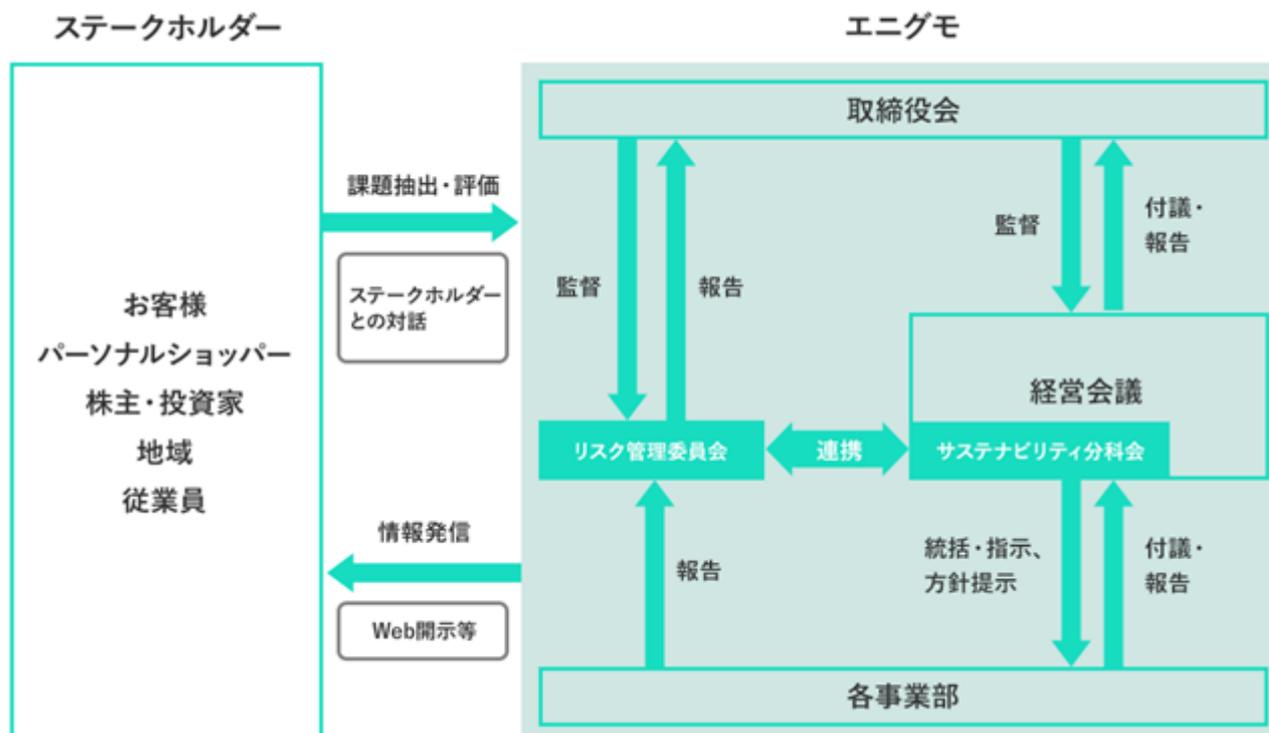
当社では、サステナビリティ(注)に関連する事項を討議するため、取締役会の監督下である経営会議の分科会として「サステナビリティ分科会」を設置しております。

本分科会は、代表取締役(CEO)を議長とし経営会議参加メンバーの他にサステナビリティ推進担当及びCEOが必要と判断したメンバーで構成され、年に4回以上開催されます。

本分科会では、サステナビリティに関連する事項、具体的には、マテリアリティの特定/管理、サステナビリティ関連リスク・機会の特定/評価/管理及び関連方針の策定等につき討議が行われ、討議結果は遅滞なく取締役会に報告されます。

また、サステナビリティ分科会はリスク管理委員会と連携し、全社におけるリスク情報の共有やコンプライアンスの考え方や法令順守等、高い倫理観とコンプライアンス精神の浸透のための社員教育等も実施します。

(注) サステナビリティ：環境(気候変動)、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティ、ビジネス環境など、企業経営の持続可能性に関連する事項を指します。



構成	議長：代表取締役 委員：経営会議参加メンバー、サステナビリティ推進担当 等
開催	年4回以上
討議内容	・マテリアリティの特定/管理 ・サステナビリティ関連リスク及び機会の特定/評価/管理 ・関連方針の策定

#### リスク管理

当社では、リスク管理規程に基づき適時に各部門よりリスク管理委員会にリスクの報告を行う仕組みをとっています。

また、サステナビリティに関連するリスク等はサステナビリティ分科会メンバーであるコーポレートオペレーション本部長よりリスク管理委員会にも共有され、全社リスクの特定に努めています。

これらの特定されたリスクは、リスク管理委員会及びサステナビリティ分科会を通じて、経営会議にて緊急度と影響度の観点よりリスク評価を行い、優先度順にレベル分けされ、度合いに応じて取締役会でも審議され、リスクを低減・受容・回避・移転するのに対応方法を判断します。

審議されたリスクの内容により当社グループの全社リスクとして重要なリスクと位置づけられた場合は、リスク管理委員会やサステナビリティ分科会での管理のみならず、別途コミッティ等を設けて対策に当たる場合もあります。

#### (2) 気候変動に関する開示

当社グループでは気候変動をマテリアリティ特定に伴う重点取組事項として特定しておりませんが、企業行動憲章及び環境基本方針を掲げ、環境負荷低減に努めています。また、当社グループは2050年カーボンネットゼロを宣言し、GHG（温室効果ガス）排出量の削減に努めています。

詳細につきましては、当社HPのサステナビリティページを参照下さい。

<https://enigmo.co.jp/sustainability>

#### (3) 人的資本・多様性に関する開示

##### 基本方針

当社グループは、以下3つの価値基準を大切に行動することで、ビジョンである「“Specialty” Marketplace」を追求し、ミッションの「世界を変える、新しい流れを。」の実現に挑戦していきます。

##### ・セルフスターター

他人や環境に左右されず、自ら目標を見つけ引き金を引き、突き進める人

##### ・アウトパフォーマー

自分の強みを鍛え、常識、限界、期待値を超えていく人

##### ・チームビルダー

“日頃”のチーム作りと“実践時”のチームパフォーマンスに貢献できる人

##### 戦略

##### ・人材育成方針

当社グループでは、日々の業務や新しいサービスの開発に必要な技術的スキルはもちろん、ビジネススキルの習得や自己啓発のサポートを通じて、従業員一人ひとりのキャリア開発を後押しすることを方針として掲げています。また、入社間もない従業員にはコーポレートオペレーション本部より推奨研修プランを提示して受講してもらうなど、年次や期待されるポジションに応じ柔軟な対応を取っています。

##### ・社内環境整備方針

ミッションである「世界を変える、新しい流れを。」を達成するには、多様な人材の活躍が必要と考えています。そのため当社グループでは、年齢・性別・国籍・障がいの有無にとらわれず、全ての従業員に応じた成長機会の提供、公正な賃金、リモートワークの推進や1 on 1 ミーティングによるメンタリング制度の充実を図るなど、ダイバーシティが推進される土壌を醸成するように努めています。

#### 3. 指標と目標

指標：管理職における女性比率

目標：30%以上を継続維持

当連結会計年度の実績については、「第1 企業の概況 5. 従業員の状況 (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載のとおりであります。

### 3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

また、リスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

#### (1) インターネット関連市場について

現在、当社グループは“Specialty” Marketplace「BUYMA」及び「BUYMA TRAVEL」の運営を主力事業としており、当社グループの事業の継続的な拡大発展のためには、更なるインターネット環境の整備、インターネットの利用拡大が必要と考えております。しかしながら、インターネットの環境整備やその利用に関する新たな規制の導入や技術革新等の要因により、今後のインターネットショッピングサイト運営の遂行が困難になった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループといたしましては、関連する動向を注視するとともに、状況に応じた取り組みを速やかに検討・実施することで当該リスクの低減に努めております。

#### (2) インターネット広告市場の推移について

当社グループの事業は、インターネット上で広告の配信などのオンラインマーケティング手法を提供するため、インターネット広告市場の拡大と普及に対して相関関係を有しております。近年インターネット広告市場は伸張しているものの、広告市場全般は景況に対して敏感に影響を受けることもあり、急激な景況の変化により、今後広告市場規模の成長が鈍化する可能性があります。また、昨今ではインターネット広告に関連する各デジタルプラットフォーム事業者において、データの取り扱いを見直す動きもあり、これらの景況及び動向変化がインターネット広告にも影響が及んだ場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループといたしましては、関連する動向を注視するとともに、状況に応じた取り組みを速やかに検討・実施することで当該リスクの低減に努めております。

#### (3) ビジネスモデルの変化について

当社グループが事業を展開するインターネット市場は、関連する技術及びビジネスモデルの変化が速く、スマートフォンやタブレット等を利用した新たなビジネスモデルが近年拡大しつつあります。そのため、変化に対応できず、既存サービス強化及び新サービス導入のために必要な新しい技術及びビジネスモデルを適時かつ効果的に採用もしくは応用できない場合、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループといたしましては、インターネット事業者として、一定水準のサービスの提供を維持するためにも、技術革新及びビジネスモデルの変化に積極的かつ柔軟に対応していくことで当該リスクの低減に努めております。

#### (4) インターネット通信販売の法的規制について

当社グループの事業は「特定商取引に関する法律」、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」、「知的財産法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「古物営業法」、「旅行業法」、「電気通信事業法」、「個人情報保護法」等による法的規制を受けております。当社グループは、社内の管理体制の構築等によりこれら法令を遵守する体制を整備し、同時に個人を含む取引先に対しても契約内容にこれらの法令遵守を盛り込んでおりますが、これら法令に違反する行為が行われた場合若しくは、法令の改正又は新たな法令の制定が行われた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、違法出品等が多数発生することによって社会問題等に発展する場合や社会環境の変化に伴い、インターネット上の取引そのものやサービスの運営を規制するような法律が制定される可能性があります。

そのため、これらの関係法令の制定・改正に対応が間に合わない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループといたしましては、関係法令に遵守したサイト運営に努め、制定・改正される法令に対応した事業展開を迅速かつ柔軟に行うことでリスクの低減に努めております。

(5) 知的財産権について

当社グループは、運営するサイトの名称について商標登録を行っており、今後サイト上で新たなサービスの展開を行っていく際にも、関連する名称の商標登録を行っていく所存です。

一方、他社の著作権や肖像権を侵害しないようサイト上に掲載する画像等については十分な監視・管理を行っており、当社グループは第三者の知的財産権の侵害は存在していないと認識しておりますが、今後も知的財産権の侵害を理由とする訴訟やクレームが提起されないという保証はなく、そのような事態が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループといたしましては、状況に応じた柔軟かつ迅速な対応を行うことでリスクの低減に努めております。

(6) 個人情報の管理について

当社グループは運営する各サービスにおいて、会員等の個人情報につきまして、システム設計上での配慮は当然ながら、個人情報に関する社内でのアクセス権限の設定や外部データセンターでの厳重な情報管理等、管理画面及び物理的側面からもその取扱に注意を払っております。また、社内での個人情報保護に関する教育啓蒙を行っており、個人情報保護についての重要性の認識の醸成を行っております。なお、2009年7月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会より、プライバシーマークの認定・付与を受けております。

しかしながら、近年では個人情報に関する規制動向も変化しており、当該動向に対応が間に合わない場合や、外部からの不正アクセスや想定していない事態によって個人情報の外部流出等が発生した場合には、当社グループの事業及び業績並びに企業としての社会的信用に影響を与える可能性があります。

なお、当社グループといたしましては、関係法令の動向に対応した事業展開を迅速に行うとともに、監視体制の構築や情報管理の見直し等を適宜行うことでリスクの低減に努めております。

(7) サイトの健全性の維持について

当社グループが提供する“Specialty” Marketplace「BUYMA」及び「BUYMA TRAVEL」においては、不特定多数の会員が独自に商品やサービスを選定し出品、また同様に不特定の会員同士が独自にコミュニケーションを図って売買取引を行っており、これらに係る行為においては、他人の所有権、知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利等の侵害及び関連法規への抵触が生じる危険性が存在しております。当社グループは、このような各種トラブルを未然に防ぐ努力として、禁止事項を利用規約に明記すると共に、利用規約の遵守状況を適宜モニタリングしており、サービスの健全性の維持に努めております。

しかしながら、サイト内における不適切行為の有無等を把握することができず、「BUYMA」もしくは「BUYMA TRAVEL」内においてトラブルが発生した場合には、契約の内容にかかわらず、当社グループが法的責任を問われる可能性があります。また、当社グループの法的責任が問われない場合においても、トラブルの発生自体がサイトのブランドイメージ悪化を招き、当社グループの事業及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループといたしましては、モニタリング方法及び内容等の見直しや利用規約における禁止事項の見直しを適宜行うことでリスクの低減に努めております。

(8) 当社グループのサイトユーザー間のトラブルが与える影響について

当社グループが提供するサービスサイトユーザーの間にトラブルが発生し、ユーザーがその内容を連絡してきた場合、当社グループの担当者がユーザーと連絡をとり、事実の確認と説明及びトラブルの原因となった事項の改善を求め、また、当社グループの判断によっては加盟契約の解除を行うなど対応しております。しかしながら、トラブルを経験したユーザーのすべてが納得するとは限らないため、当社グループのサービスに対する評判の低下、又は風評により業績に影響を与える可能性があります。

なお、当社グループといたしましては、類似するトラブルが発生するような場合には、規約等の見直しを含めた管理の強化及びユーザーに対する啓蒙等を適宜行うとともに、当社グループにて速やかにトラブル解消に向けたサポートを行うことでリスクの低減に努めております。

(9) システムトラブルについて

当社グループはインターネットショッピングサイトの運営が主力事業であり、事業の安定的な運用のためのシステム強化及びセキュリティ対策を行っております。しかしながら、地震、火災などの自然災害、事故、停電など予期せぬ事象の発生によって、当社グループ設備又は通信ネットワークに障害が発生した場合は当社グループの営業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループ若しくはインターネット・サービス・プロバイダーのサーバーが何らかの原因によって作動不能となったり、外部からの不正な手段によるサーバーへの侵入などの犯罪や役職員の過誤によるネットワーク障害が発生する可能性があります。これらの障害が発生した場合には、当社グループに直接的損害が生じるほか、当社グループに対する訴訟や損害賠償請求が生じるなど、当社グループの事業及び業績並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループといたしましては、サイバー攻撃及び障害の防止・検知のために監視運用の実施を行うとともに、各種トラブル発生時の体制構築を行うことでリスクの低減に努めております。

(10) 不正利用に関するリスクについて

当社グループが提供する“Specialty” Marketplace「BUYMA」及び「BUYMA TRAVEL」では、プラットフォーム上の取引においてクレジットカード決済による決済手段を提供しております。当社グループでは、購入者による第三者のクレジットカード不正利用を防止するため、社内の担当部署による人的監視及びシステム監視を行うことで総合的にリスクを判定し不正利用を防止しております。

しかしながら、プラットフォーム上における不正利用を防止できなかった場合、不正利用に関するユーザへの補填、当社グループの信用の下落等による損害が発生し、万が一損害が拡大した場合、業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(11) ファッションプラットフォーム事業への高い依存度及び今後の競合について

当社グループの収益は、現状、主に“Specialty” Marketplace「BUYMA」の運営による収入に依存しております。当社グループは、世界中の全ての個人と個性のエンパワーメントを企業価値と考え、CtoCを基本とした“Specialty” Marketplaceを運営するEC事業者として、商品流通の場の提供だけでなく、消費者及び出品者への情報発信を始めとする様々なサービスを提供することで、個人が持つ力を発揮できる環境の提供とその価値を最大化できるサービス運営を追求しております。この点において、当社グループはBtoCもしくはBtoBを基本とする他の一般的なファッションEC事業者とは一線を画しております。しかしながら、EC市場の拡大に伴い、他のアパレル商材のEC事業者のみならず、アパレルメーカー独自のインターネット通信販売の展開、その他新規参入事業者等により、新たな高付加価値サービスの提供等がなされた場合には、当社グループの競争力が低下する可能性もあります。また、これら競争の激化が、サービスの向上をはじめとした競合対策に伴うコスト増加要因となることで、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループといたしましては、既存事業の競合優位性強化を図るとともに、事業の多角化（M&Aや資本提携等）の検討・実施を行うことでリスクの低減に努めております。

(12) 特定の業務委託先に対する依存度の高さについて

当社グループは、商品購入者に対する取引代金の回収業務について、特定のクレジットカード会社及び決済代行会社に委託しております。現在これらの業務委託先との間で問題は生じておりませんが、今後各社と当社グループの間における事業方針や戦略等の見直し、経営状況の変化や財務内容の悪化等により、提携関係や取引条件の変更等があった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、当社グループといたしましては、商品購入者における決済手段の多様化を図るに伴い、複数の委託先と提携を行うことでリスクの低減に努めております。

(13) 業績の季節的変動について

当社グループの主力事業である“Specialty” Marketplace「BUYMA」の運営事業において、ファッション市場では、一般に季節変化に応じて単価の低い春夏物需要にあたる4月～8月にかけて、他の月に比べて売上が低くなる傾向があり、単価の高い秋冬物需要にあたる9月～1月にかけて、売上が高くなる傾向があります。そのため、該当期間における販売動向が当社グループの通期業績に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当社グループといたしましては、当該期間に海外ブランドにて実施されるセール情報や各種の企画等により、取扱件数の向上を図り、また、取り扱い商品のカテゴリ拡充に向けた取り組みを図ることで年間を通じて安定した収益の確保に努める考えであります。

(14) 為替の影響について

現状、当社グループが提供する“Specialty” Marketplace「BUYMA」及び「BUYMA TRAVEL」は、原則として取引は円建てで決済を行っております。そのため為替相場の変動による直接的な影響はございません。

しかしながら、販売される商品は各出品者が個々に価格設定を行っているサービスモデルであるため、急激な為替相場の変動は商品価格に影響を与える可能性があり、当社グループの業績及び財務状況にも影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループといたしましては、為替相場の変動を注視するとともに、出品者の属性や国・地域の多様化を図ることでリスクの低減に努めております。

(15) 投融資・新規事業展開に伴うリスクについて

当社グループは、事業の拡大のために、国内海外を問わず、子会社設立、合併事業の展開、買収等を行っていく可能性があります。これらの投融資は、現在の事業規模と比較して多額となる可能性があります。また、新規事業を開始する場合には、予期せぬ要因等により、計画どおりに事業が展開できない可能性もあり、これらの要因が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、投融資先の事業の状況が当社グループに与える影響や、新規事業が当社グループに与える影響を確実に予測することは困難であり、予期せぬ要因が発生した場合、投融資の回収ができず、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループといたしましては、投融資先や新規事業の状況について定期的に情報連携・把握を行うことでリスクの低減に努めております。

(16) 海外の事業展開におけるリスクについて

当社グループのビジネスモデルは、国内のみならず海外においてもサービスを展開しております。

今後、海外での事業展開が具体化したものの、その計画が予定どおりに進捗しなかった場合、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループといたしましては、当該事業の進捗や課題の状況を定期的に把握・管理することでリスクの低減に努めております。

(17) 消費者の消費動向について

当社グループの事業は、主にCtoCのEコマースを支援するサービスであるため、消費者の消費動向に対して相関関係を有しております。今後さらなる消費増税により、一般的には事前の駆け込み需要と事後の反動減があると言われており、これらの消費動向が当社グループの業績に短期的に影響を与える可能性があります。また、さらなる消費増税による個人消費支出の縮小により、国内景気が長期的に停滞することで国内Eコマース市場及びインターネット広告市場の成長が阻害された場合、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループといたしましては、関連する動向を注視し、状況に応じた取り組みを柔軟かつ迅速に実施するとともに、事業の多角化（M&Aや資本提携等）の検討・実施を行うことでリスクの低減に努めております。

(18) 人材の確保・育成について

当社グループの継続的な成長を実現させるためには、優秀な人材を十分に確保し育成することが重要な要素の一つであると認識しております。そのため、積極的な中途採用及び社内教育体制の構築を行う等、優秀な人材の獲得、育成及び活用に努めております。しかしながら、当社グループが求める優秀な人材を計画どおりに確保できなかった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、当社グループといたしましては、採用方法の拡充や組織制度の見直しを行うことでリスクの低減に努めております。

(19) 小規模組織であることについて

当社及びグループ各社の組織体制は小規模であり、内部管理体制もそれに準じたものとなっております。今後、事業の拡大とともに人員増強を図るとともに人材育成に注力し、内部管理体制の一層の強化、充実を図っていく方針ではありますが、これらの施策が適時適切に行えなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

## (20) ソニーグループ株式会社との関係について

2025年1月末現在、当社は、ソニーグループ株式会社の持分法適用会社であり、ソニーグループ株式会社は、当社株式の25.2%（潜在株式を含む）を保有するその他の関係会社に該当しておりますが、当社グループの方針・政策決定及び事業展開については、独自の意思決定によって進めております。また、当社グループは、主にCtoC（一般消費者間で行われる取引）型のソーシャル・ショッピング・サイト事業を展開する企業であります。ソニーグループ株式会社内での競合関係は生じていないと認識しております。

### 1. 人的関係について

2025年1月末現在、ソニーグループ株式会社より社外取締役1名を招聘しております。業務・管理両面から経営体制の強化を図る目的で、広い視野と経験に基づいた経営全般の提言を得ることを目的としているものであります。なお、当社グループと同取締役との取引関係はございません。

### 2. 取引関係

当連結会計年度において、当社グループとソニーグループ株式会社との間に重要な取引関係はございません。ソニーグループ株式会社は、今後も当社株式を安定保有する意向を有しており、当社と同社との関係について重大な変化は生じないものと考えております。

しかしながら、将来において何らかの要因により、同社グループが経営方針や営業戦略等（当社株式の保有方針等を含む）を変更した場合、当社グループの事業展開及び業績に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループといたしましては、定期的な情報連携を行うことでリスクの低減に努めております。

## (21) 風評リスク

当社グループに対する風評が、マスコミ報道やインターネットの掲示板への書き込み等により流布した場合に、お客さまや投資家の理解・認識に影響を及ぼすことにより、当社グループの社会的信頼・信用が毀損される可能性があります。当社グループでは、風評に適時適切に対応することで、影響の極小化を図るよう努めておりますが、悪質な風評が流布した場合には、当社グループの業績や財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループといたしましては、当該動向に対して情報収集を行うとともに、状況に合わせた対応を行うことでリスクの低減に努めております。

## (22) 感染症のリスクと対策

新型コロナウイルス感染症のような大規模な感染症等の発生による従業員等の感染等に伴って、サービスの提供が困難になることがあります。

なお、新型コロナウイルス感染症に関しては、ワクチン接種の普及やウイルス変異による重症化リスクの減少等によりその影響は軽減されており、今後については社会経済活動の正常化が進むことが見込まれていますが、感染収束の動向や、経済情勢に与える影響の度合いによっては、当社グループの事業展開及び業績に影響を与える可能性があります。

当社グループといたしましては、今後も当該感染症に関する影響を継続的に注視するとともに、引き続き民間の物流会社との提携や国内外の法人出品者による出品拡充に向けた取り組みを行う等、状況に応じた取り組みを迅速に展開することでリスクの低減に努めております。

## (23) リモートワーク等の働き方見直しに伴うリスクと対策

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、2020年3月からリモートワークを基本とする働き方に転換しており、2025年1月末現在もリモートワークを基本とした働き方が中心となっております。

そのため、役職員の多くが異なる環境下において業務を行い、同一の場所で業務を行う体制とは異なる働き方となることから、働き方の見直しに合わせた社内情報管理に関するセキュリティ対策、各業務のオペレーションや労務管理に関する見直し等を行うことが必要となりますが、外部からの不正な手段によるアクセスなどの犯罪や役職員の過誤による漏洩、障害や業務遂行上のトラブル等が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、当社グループといたしましては、関係部門におけるシステム管理や業務体制及びマネジメント体制の見直しを行うことでリスクの低減に努めております。

## (24) のれんの減損リスクについて

当社グループは、企業買収の際に生じたのれん及び無形固定資産を計上し、一定期間で償却を行っております。当該のれんについては将来の収益力を適切に反映しているものと判断しておりますが、事業環境の変化等により期待する成果が得られなかった場合には、当該のれんについて減損損失を計上し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

なお、当社は株式会社BUYMA TRAVEL（2024年8月1日付で株式会社MEGURUより商号変更）の株式を追加取得し、連結の範囲に含めたため当連結会計年度より連結財務諸表を作成しておりますので、前連結会計年度及び前連結会計年度末との比較分析は行っておりません。

#### 経営成績等の状況の概要

当社グループは「世界を変える、新しい流れを。」というミッションの下、インターネットを通じて、法人・個人の垣根を壊し、誰もが多様な専門性を生かすことで今まで存在しなかった新しい価値を創造する、“Specialty” Marketplace（スペシャルティマーケットプレイス）「BUYMA（バイマ）」及び「BUYMA TRAVEL（バイマトラベル）」を中心とした事業を展開しております。

当連結会計年度（2024年2月1日～2025年1月31日）における世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻や中東ガザ地区における紛争の長期化、欧米・中国経済の先行き不安、また世界的なインフレに伴う政策金利の引上げ等により、下振れリスクを伴った不透明な状況が続いております。日本経済においては、金融・財政等の各種政策の効果もあり、雇用・所得環境の改善による内需の回復が経済成長を支える重要な鍵となっているものの、資源・原材料・エネルギー価格の高騰と、歴史的な円安を背景とした物価の高騰が消費者動向に与える影響は大きく、景気の先行きは楽観できない状況が依然として続いております。このような環境の中、当社グループは基幹事業である“Specialty” Marketplace「BUYMA」及び「BUYMA TRAVEL」において、サービスの本質的強化に向けた中長期的な取り組みを積極的に進め、情報の非対称性を失くし、感動するプラットフォームをより多くの人々へ提供できるよう、サービスを拡充しております。また、不動産事業への参入に続き、新規事業として転職支援サービス「Q転職」をローンチし、中長期的な新収益創出プロセスを着実に進めております。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は5,928,834千円、営業利益は739,675千円、経常利益は693,374千円、親会社株主に帰属する当期純利益は433,783千円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントを従来の「ソーシャルコマース事業」の単一セグメントから、「Fashion Platform事業」、「Travel Platform事業」の2区分に変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）2 . 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照下さい。

#### （Fashion Platform事業）

Fashion Platform事業は、主として「BUYMA」の運営を行っております。

当連結会計年度におけるBUYMAを取り巻く環境は、歴史的な円安進行による為替影響と海外でのインフレによる物価上昇の影響を受け、厳しい状況が続いており、当連結会計年度の総取扱高は苦戦が続いているものの、鑑定機能向上による安心・安全対策強化に加え、オリジナルセール“BUYMA BIG DEAL DAYS”の定着、Buyeeとの連携による海外市場へのサービス提供再開、ハイファッションを特別価格で提供する「BUYMA BEDIT」のリリース、BUYMAイベントスペース「BUYMA studio」とパーソナルショッパーによる企画イベントの開催、ラグジュアリーヴィンテージマーケット「BUYMA VINTAGE」の本格リリースによる幅広い顧客需要獲得、AMEX×BUYMAコンシェルジュによる優良顧客獲得促進等、中長期的な成長に不可欠な施策を順次進めており、オウンドメディアである「STYLE HAUS（スタイルハウス）」やデジタルメディア（YouTube、Instagram、X（旧Twitter）等）と連動企画の展開等による良質な認知の獲得も進み、第2四半期以降、徐々に回復に向かってきております。また、コスト効率性を重視した事業運営による徹底したコストコントロールによる収益確保も継続して取り組んでおります。

以上の結果、Fashion Platform事業における会員数は11,521,489人（前年同期比5.1%増（GLOBAL BUYMAを除く））、商品総取扱高は53,301,584千円（前年同期比7.8%減）となり、売上高は5,638,100千円、セグメント利益は1,580,691千円となりました。

(Travel Platform事業)

Travel Platform事業は、主として「BUYMA TRAVEL」の運営を行っております。

当連結会計年度におけるBUYMA TRAVELを取り巻く環境は、海外旅行需要の回復を追い風に引き続き高成長を維持しており、2024年5月に連結子会社化した株式会社BUYMA TRAVEL(2024年8月1日付で株式会社MEGURUから商号変更)へ、2024年8月1日を効力発生日として吸収分割による事業承継を行い、当社グループの新たな収益の柱としての旅行事業の成長に向け、BUYMA TRAVELだけが提供できる高品質なプライベートガイドサービスに、アクティビティ、ホテル、レストラン予約等を連携し、ユーザーの多様なニーズの取り込みに向け、積極的に事業戦略を進めております。

以上の結果、売上高は290,733千円、セグメント損失は177,884千円となりました。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、14,444,120千円となりました。主な内訳は、投資有価証券3,551,874千円、現金及び預金9,287,543千円、前払金467,353千円、売掛金291,049千円、のれん198,660千円であります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、3,004,452千円となりました。主な内訳は、預り金1,684,877千円、繰延税金負債423,881千円、未払金398,421千円、短期借入金200,000千円、未払法人税等165,836千円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、11,439,667千円となりました。主な内訳は、資本金381,903千円、資本剰余金373,292千円、利益剰余金10,950,380千円、その他有価証券評価差額金1,192,688千円であります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は9,087,543千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動により得られた資金は269,886千円となりました。

この主な増加要因は、税金等調整前当期純利益663,217千円等、また主な減少要因は、預り金の増減399,930千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動により使用した資金は1,410,878千円となりました。

この主な減少要因は、投資有価証券の取得による支出678,021千円、子会社持分取得のための前払金の支出467,353千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動により使用した資金は298,053千円となりました。

この主な減少要因は、配当金の支払額による支出396,726千円等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	前年前期比(%)
Fashion Platform事業(千円)	5,638,100	
Travel Platform事業(千円)	290,733	
合計(千円)	5,928,834	

(注) 1. 当連結会計年度における販売先については、いずれも販売実績が総販売実績の100分の10未満のため、記載を省略しております。

2. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比は記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討結果につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。また、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については「3 事業等のリスク」に記載しております。セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績及び現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループの連結財務諸表で採用しております重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、2024年6月14日開催の取締役会において、当社のBUYMA TRAVEL事業を当社の連結子会社である株式会社BUYMA TRAVEL(2024年8月1日付で株式会社MEGURUより商号変更)に対し承継することを決議し、2024年6月17日に吸収分割契約を締結しました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(企業結合等関係) 共通支配下の取引(吸収分割による事業承継)」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資総額（建設仮勘定及び無形固定資産を含み、資産除去債務に対応する除去費用は含まない）は93,063千円であります。

##### （1）Fashion Platform事業

サービス開発関連機器購入等を中心に36,783千円の設備投資を実施いたしました。

##### （2）Travel Platform事業

現地送迎サービス利用目的の車両購入等を中心に56,279千円の設備投資を実施いたしました。

なお、当連結会計年度において減損損失69,675千円を計上しております。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結損益及び包括利益計算書関係） 6 減損損失」に記載のとおりであります。

#### 2【主要な設備の状況】

##### （1）提出会社

2025年1月31日現在

事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 （名）
			建物	工具、器具及び備品	ソフトウェア	その他	合計	
本社 （東京都港区）	Fashion Platform事業	本社設備及びデータセンター等	12,454	34,829	12,840	18	60,142	114 (24)

- （注）1．帳簿価額は、減損損失計上後の金額であります。なお、減損損失の内容につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結損益及び包括利益計算書関係） 6 減損損失」に記載のとおりであります。
- 2．帳簿価額のうち、「その他」は、電話加入権であります。
- 3．当社は本社等を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は47,034千円であります。
- 4．従業員数の（ ）内は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であり、外数であります。

##### （2）国内子会社

2025年1月31日現在

会社名	事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 （名）
				建物附属設備	工具、器具及び備品	ソフトウェア	合計	
株式会社BUYMA TRAVEL	本社 （東京都千代田区）	Travel Platform事業	本社設備及びデータセンター等	0	2,969	37,490	40,460	15 (1)

- （注）1．帳簿価額は、減損損失計上後の金額であります。なお、減損損失の内容につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結損益及び包括利益計算書関係） 6 減損損失」に記載のとおりであります。
- 2．株式会社BUYMA TRAVELは本社を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は8,510千円であります。
- 3．従業員数の（ ）内は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であり、外数であります。

(3) 在外子会社

2025年1月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内 容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)	
				建物附属 設備	船舶	車両運搬 具	工具、器 具及び備 品	ソフトウ エア	その他		合計
MMS Guam Corporation	本社 (アメリカ グアム準州)	Travel Platform事業	マリニア クティビ ティ設備 等	22,212		11,901	14,186		3,568	51,869	14 (17)
MMS Activity Corporation	本社 (アメリカ ハワイ州)	Travel Platform事業	マリニア クティビ ティ設備 等			12,035		1,032		13,068	6
Sea Eagle Diving Adventures, Corporation	本社 (アメリカ ハワイ州)	Travel Platform事業	マリニア クティビ ティ設備 等		30,779					30,779	

- (注) 1. 帳簿価額のうち、「その他」は、建設仮勘定であります。  
2. MMS Guam Corporationは本社等を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は8,910千円であります。  
3. MMS Activity Corporationはマリニアクティビティ設備等を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は2,563千円であります。  
4. 従業員数の( )内は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であり、外数であります。  
5. Sea Eagle Diving Adventures, Corporationの従業員数は、MMS Activity Corporationの従業員が兼務しているため、MMS Activity Corporationの従業員数に含めて表示しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度における当社及び株式会社BUYMA TRAVEL(2024年8月1日付で株式会社MEGURUより商号変更)の  
本社移転決議に基づき、2026年1月期は本社移転を予定しております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメン トの名称	設備の内 容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後 の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	本社 (東京都港区)	Fashion Platform 事業	本社移転	81,458	28,250	自己資金	2024年12月	2025年3月	(注)
国内子会社 株式会社 BUYMA TRAVEL	本社 (東京都港区)	Travel Platform 事業	本社移転	3,903		自己資金	2024年12月	2025年3月	(注)

(注) 「完成後の増加能力」については、合理的に算定できないため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	119,600,000
計	119,600,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年4月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	42,642,000	42,642,000	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数は100株で あります。
計	42,642,000	42,642,000	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

##### 第10回新株予約権

決議年月日	2020年4月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社使用人 13
新株予約権の数(個)	769(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 76,900(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 92,700(注)5
新株予約権の行使期間	自 2022年4月25日 至 2030年4月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 927 資本組入額 464 (注)8
新株予約権の行使の条件	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)10
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)11

当事業年度の末日(2025年1月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年3月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権の名称は、株式会社エニグモ 第10回新株予約権とする。

2. 新株予約権の割り当ての対象者及びその人数並びに割当てる新株予約権の数

当社取締役	2名	426個
当社従業員	13名	343個
計	15名	769個

3. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とし、新株予約権の全部が行使された場合に発行又は、移転される当社普通株式は、76,900株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。  
なお当該払込金額は、割当てを受ける者の当社に対する同額の報酬債権と相殺する。
5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により上記の行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

6. 本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2022年4月25日から2030年4月24日（ただし、2030年4月24日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。
7. (1) 当社の2021年1月期から2025年1月期までのいずれかの決算期において売上高（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高をいい、以下同様とする。）及び営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が（ア）乃至（エ）に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる場合（以下、「行使可能割合」という。）の個数（1個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。）を限度として、行使期間中において本新株予約権を行使することができる。
  - （ア）売上高が70億円、且つ、営業利益が30億円を超過した場合  
行使可能割合 15%
  - （イ）売上高が87億円、且つ、営業利益が35億円を超過した場合  
行使可能割合 40%
  - （ウ）売上高が100億円、且つ、営業利益が44億円を超過した場合  
行使可能割合 70%
  - （エ）売上高が114億円、且つ、営業利益が50億円を超過した場合  
行使可能割合 100%

なお、当該売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- (2) 新株予約権者は、割当日以降に当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人の地位を全て喪失した場合には、新株予約権者としての地位を喪失し、以後、当該新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (5) 本新株予約権を1個未満の単位で行使することはできない。
  - (6) その他の条件は2020年4月24日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第10回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
8. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）7に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
10. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
11. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記の新株予約権の内容に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）5で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記新株予約権の内容に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記新株予約権の内容に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記新株予約権の内容に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
12. 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

第12回新株予約権

決議年月日	2022年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	受託者(注)2
新株予約権の数(個)	2,700
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 270,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 49,900(注)5
新株予約権の行使期間	自 2024年5月1日 至 2037年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 499 資本組入額 250 (注)8
新株予約権の行使の条件	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)10
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)11

当事業年度の末日(2025年1月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年3月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 本新株予約権の名称は、株式会社エニグモ 第12回新株予約権とする。
2. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役職員のうち受益者として指定された者に交付される。
3. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
- なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率
- また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。
4. 本新株予約権1個当たりの発行価格は、800円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルタス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。
5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金499円とする。
- なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

6. 本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年5月1日から2037年6月27日（ただし、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。
7. (1) 本新株予約権者は、2024年1月期から2032年1月期までのいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書。以下同様。）に記載された売上高が、下記（ア）から（エ）に記載したいずれかの条件を充たした場合、付与された本新株予約権のうち、各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として本新株予約権を行使することができる。

（ア）2024年1月期から2026年1月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が100億円を超過した場合： 行使可能割合30%

（イ）2024年1月期から2032年1月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が150億円を超過した場合： 行使可能割合45%

（ウ）2024年1月期から2032年1月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が200億円を超過した場合： 行使可能割合60%

（エ）2024年1月期から2032年1月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が300億円を超過した場合： 行使可能割合100%

なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員又は顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
8. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)7に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。

10. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会による承認を要するものとする。
11. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）3に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）5で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記（注）6に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（注）6に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）8に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記（注）7に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記（注）9に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
12. 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

#### 第13回新株予約権

決議年月日	2022年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	受託者（注）2
新株予約権の数（個）	2,700
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 270,000（注）3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 49,900（注）5
新株予約権の行使期間	自 2024年5月1日 至 2039年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 499 資本組入額 250 （注）8
新株予約権の行使の条件	（注）7
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）10
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）11

当事業年度の末日（2025年1月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年3月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 本新株予約権の名称は、株式会社エニグモ 第13回新株予約権とする。
2. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役職員のうち受益者として指定された者に交付される。

3. 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 本新株予約権の 1 個当たりの発行価格は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルタス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金499円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

6. 本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年 5 月 1 日から2039年 6 月27日（ただし、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

7. (1) 本新株予約権者は、2024年 1 月期から2037年 1 月期までのいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書。以下同様。）に記載された売上高が、下記（ア）又は（イ）に記載したいずれかの条件を充たした場合、付与された本新株予約権のうち、各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として本新株予約権を行使することができる。

（ア）売上高が200億円を超過した場合： 行使可能割合30%

（イ）売上高が300億円を超過した場合： 行使可能割合100%

なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員又は顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- (3) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
8. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)7に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。
10. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会による承認を要するものとする。
11. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)3に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)5で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記(注)6に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(注)6に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(注)8に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記(注)7に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記(注)9に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
12. 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

第14回新株予約権

決議年月日	2022年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 13名
新株予約権の数(個)	1,972(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 197,200(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 50,600(注)5
新株予約権の行使期間	自 2024年6月29日 至 2032年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 506 資本組入額 253 (注)8
新株予約権の行使の条件	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)10
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)11

当事業年度の末日(2025年1月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年3月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 本新株予約権の名称は、株式会社エニグモ 第14回新株予約権とする。
2. 新株予約権の割り当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
- |       |     |        |
|-------|-----|--------|
| 当社従業員 | 13名 | 1,972個 |
|-------|-----|--------|
3. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。
5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」という)とし、割当日当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
- さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。
6. 本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年6月29日から2032年6月27日とする。
7. (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2024年1月期から2032年1月期までのいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書。以下同様。）に記載された売上高が、下記(ア)から(エ)に記載したいずれかの条件を充たした場合、付与された本新株予約権のうち、各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として本新株予約権を行使することができる。
- (ア) 2024年1月期から2026年1月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が100億円を超過した場合： 行使可能割合30%
  - (イ) 2024年1月期から2032年1月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が150億円を超過した場合： 行使可能割合45%
  - (ウ) 2024年1月期から2032年1月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が200億円を超過した場合： 行使可能割合60%
  - (エ) 2024年1月期から2032年1月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が300億円を超過した場合： 行使可能割合100%
- なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
8. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)7に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
10. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
11. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)3に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)5で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記(注)6に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(注)6に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(注)8に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記(注)7に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記(注)9に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
12. 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

第15回新株予約権

決議年月日	2022年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) 3名
新株予約権の数(個)	3,840(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 384,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 49,900(注)5
新株予約権の行使期間	自 2024年5月1日 至 2037年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 499 資本組入額 250 (注)8
新株予約権の行使の条件	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)10
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)11

当事業年度の末日(2025年1月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年3月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 本新株予約権の名称は、株式会社エニグモ 第15回新株予約権とする。
2. 新株予約権の割り当ての対象者及びその人数並びに割当ての新株予約権の数
- |       |    |        |
|-------|----|--------|
| 当社取締役 | 3名 | 3,840個 |
|-------|----|--------|
3. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
- なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率
- また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 本新株予約権 1 個当たりの発行価格は、800円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社 プルタス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。
5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金499円とする。
- なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

6. 本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年 5 月 1 日から2037年 6 月27日とする。
7. (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2024年 1 月期から2032年 1 月期までのいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書。以下同様。）に記載された売上高が、下記(ア)から(エ)に記載したいずれかの条件を充たした場合、付与された本新株予約権のうち、各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として本新株予約権を行使することができる。
- (ア) 2024年 1 月期から2026年 1 月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が100億円を超過した場合： 行使可能割合30%
- (イ) 2024年 1 月期から2032年 1 月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が150億円を超過した場合： 行使可能割合45%
- (ウ) 2024年 1 月期から2032年 1 月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が200億円を超過した場合： 行使可能割合60%
- (エ) 2024年 1 月期から2032年 1 月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が300億円を超過した場合： 行使可能割合100%
- なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
8. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 9.(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)7に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
10. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
11. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)3に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)5で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)3に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記(注)6に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(注)6に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(注)8に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記(注)7に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記(注)9に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
12. 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年8月1日 (注)	普通株式 21,321,000	普通株式 42,642,000	-	381,903	-	321,103

(注) 2019年6月14日開催の取締役会決議により、2019年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、発行済株式数は21,321,000株増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の 状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	9	20	54	57	23	7,198	7,361	-
所有株式数 (単元)	-	38,641	18,244	105,499	15,628	435	247,826	426,273	14,700
所有株式数 の割合(%)	-	9.1	4.3	24.7	3.7	0.1	58.1	100.0	-

(注) 自己株式2,969,400株は、「個人その他」に29,694単元含まれております。

( 6 ) 【大株主の状況】

2025年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
ソニーグループ株式会社	東京都港区港南1丁目7-1	10,000,000	25.2
須田 将啓	東京都港区	5,160,000	13.0
安藤 英男	東京都港区	3,450,000	8.7
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8-1	2,952,200	7.4
金 南亨	東京都港区	1,030,000	2.6
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	790,300	2.0
三菱UFJモルガン・スタンレー証 券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9-2	660,950	1.7
F P成長支援A号投資事業有限責任 組合	東京都千代田区丸の内2丁目2-1	650,000	1.6
木下 圭一郎	東京都千代田区	613,600	1.5
西村 裕二	東京都渋谷区	455,000	1.1
計	-	25,762,050	64.9

(注)上記のほか、自己株式が2,969,400株あります。

( 7 ) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,969,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 39,657,900	396,579	-
単元未満株式	普通株式 14,700	-	-
発行済株式総数	42,642,000	-	-
総株主の議決権	-	396,579	-

【自己株式等】

2025年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社エニグモ	東京都港区赤坂8-1-22 NMF青山一丁目ビル 6階	2,969,400	-	2,969,400	7.0
計	-	2,969,400	-	2,969,400	7.0

(注) 当社は、2025年3月3日付にて東京都港区赤坂四丁目8番15号に移転しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	60	21,600
当期間における取得自己株式		

(注) 当事業年度における取得自己株式は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移 転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式	2,969,400	-	2,969,400	-

3【配当政策】

当社は、現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考えております。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

決議年月日	基準日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2025年4月25日 定時株主総会決議	2025年1月31日	396,726	10

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業として長期的に企業価値を向上させていくために、経営管理体制を整備し、経営の効率化を図るとともに、迅速性を高めてまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、事業活動を通じた社会への貢献並びに、株主様、会員の皆様、お取引先様及び従業員といった当社に係る各位の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これを踏まえ、経営管理体制の整備に当たっては事業活動における透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対する監視体制の整備を進め、適時適切な情報公開を行ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### ・企業統治の体制の概要

###### (ア)取締役会

取締役会は、迅速かつ確な経営判断を可能とするため、2025年4月25日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名（内社外取締役1名）及び監査等委員である取締役3名（内社外取締役3名）で構成され、原則として毎月1回定期に、必要に応じて臨時に開催され、経営上の最高意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項並びに重要な政策に関する事項を決議し、それに基づいた業務執行状況を監督しております。

###### (イ)監査等委員会

監査等委員会は、2025年4月25日現在において監査等委員3名（全員が社外取締役である監査等委員）で構成されており、常勤監査等委員を1名選任しています。監査等委員は取締役会において議案の審議、決議に参加し、後述の経営会議等重要な会議にも積極的に参加し、取締役の職務執行を十分に監督できる体制となっております。監査等委員会は原則として毎月1回定期に、必要に応じて臨時に開催し、取締役の業務執行の適正性、妥当性を確保するための協議を行っております。

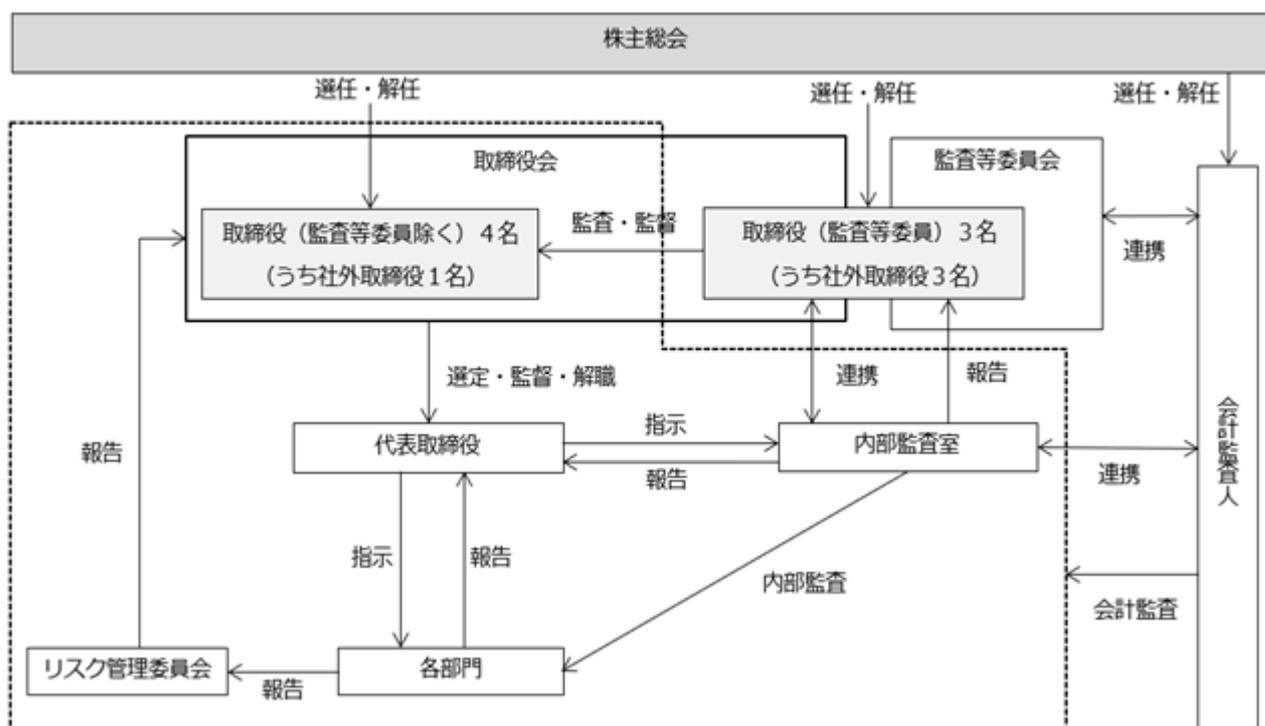
###### (ウ)その他会議体の概要

当社は、常勤取締役、常勤の監査等委員である取締役が出席する経営会議を原則毎月1回開催し、経営上の重要事項に対する十分な議論と迅速な意思決定を行う体制をとっております。経営会議は、取締役会決議事項及び報告事項の事前審議を行い、取締役会で決定された戦略・方針に基づき、その業務執行の進捗状況等について議論し、意思決定を行っております。

各機関の構成員は次のとおりであります。（○は議長又は委員長、●は構成員を表しております。）

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営会議	リスク管理委員会
代表取締役最高経営責任者	須田 将啓				
取締役最高執行責任者	安藤 英男				
取締役コーポレートオペレーション本部長	金田 洋一				
社外取締役	小田島 伸至				
社外取締役（常勤監査等委員）	高原 明子				
社外取締役（監査等委員）	江戸川 泰路				
社外取締役（監査等委員）	西本 強				
コーポレートオペレーション本部 人事総務グループ 部長	大谷 彰徳				
経営企画室長	谷口 亮				

経営上の意思決定業務執行・監視の仕組み、内部統制の仕組みは以下のとおりであります。



・企業統治の体制を採用する理由

現在の体制を採用する理由としましては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき経営の効率と迅速性を高め、併せて後述の監査等委員監査、内部監査及び会計監査によりコンプライアンス体制を充実させるためにも、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。この体制により、現状の業務内容を把握及び集約し、事業内容に基づいた重要な経営戦略の決定、経営判断の最終的な意思決定を行うことができると考えております。

企業統治に関するその他の事項

(ア) 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法の定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、取締役会で内部統制システムの基本方針を決議し、内部統制システム体制を構築しております。また、本システムが適正に機能し、運用が継続されるように評価及び是正を行っております。

(イ) リスク管理体制の整備の状況

顧問弁護士等の専門家との連携によりリスクを未然に防止する一方、コンプライアンスについても、リスク管理委員会や、コーポレートオペレーション本部主導による説明会等で、コンプライアンスの考え方や法令遵守等、高い倫理観とコンプライアンス精神の浸透のための社員教育を実施しております。

なお、リスク管理委員会は、全社におけるリスク情報の収集、分析及び評価を実施し、対応策の立案とリスク管理に関する実施状況の確認と周知を目的として設置しております。当社法務責任者が委員長となり、管理担当取締役、内部監査室長、経理・財務責任者、人事・総務責任者で構成され、3ヵ月に1回開催しております。

今後もリスク管理体制をさらに強化するため、整備促進と実効性のモニタリングを行っていく体制をとる方針であります。

取締役の定数並びに取締役選任及び解任決議要件

当社の取締役は11名以内とし、内監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。また、当社は取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨、定款で定めております。なお、取締役の解任については、会社法と異なる別段の定めはありません。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行う事を目的とするものであります。

#### 株主総会決議事項の内、取締役会で決議することができることとした事項

##### イ．自己株式の取得に関する事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

##### ロ．中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

#### 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を原則として月1回以上開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
須田 将 啓	13回	13回
安藤 英 男	13回	13回
金田 洋 一	13回	13回
小田 島 伸 至	13回	13回
西 本 強	13回	13回
江戸 川 泰 路	13回	13回
高 原 明 子	13回	13回

取締役会における具体的な検討内容として、個別決議の他に、事業業績報告・決算報告、内部統制、組織及び人事体制、役員報酬体系、M & A、コーポレート・ガバナンス、サステナビリティ、業務提携等、取締役会自己評価の状況他の報告がなされております。常勤取締役・社外独立取締役との間で闊達な議論・意見交換がなされております。

( 2 ) 【 役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性1名 ( 役員のうち女性の比率14.3% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 ( 株 )
代表取締役 最高 経営責任者	須田 将啓	1974年4月30日生	2000年4月 株式会社博報堂 入社 2004年2月 株式会社エニグモ設立 当社代表取締役 2005年4月 当社代表取締役共同最高経営責任者 2013年4月 当社代表取締役最高経営責任者( 現任 )	( 注 ) 3	5,160,000
取締役 最高 執行責任者	安藤 英男	1974年10月14日生	1997年4月 株式会社電通国際情報サービス ( 現 : 株式会社電通総研 ) 入社 2004年2月 株式会社エニグモ設立 当社監査役 2005年4月 当社取締役 2010年4月 当社取締役最高執行責任者( 現任 )	( 注 ) 3	3,450,000
取締役 コーポレート オペレーション 本部長	金田 洋一	1978年8月19日生	2001年4月 シートゥネットワーク株式会社 入社 2004年7月 株式会社ビーワンフーズ ( 現 : エグザクト株式会社 ) 入社 2007年6月 同社経営企画室 室長 2008年12月 同社スナックビズ事業部 部長 2010年10月 株式会社エニグモ 入社 コーポレートオペレーション本部長 2012年2月 当社執行役員コーポレートオペレーション本部長 2014年4月 当社取締役コーポレートオペレーション 本部長( 現任 ) 2021年3月 株式会社subcliffe( 現 : 株式会社ソーシャルインタ リア ) 社外取締役( 現任 ) 2024年7月 Non Brokers株式会社( 現 : HOUSE REVO株式会社 ) 社外取締役( 現任 )	( 注 ) 3	30,000
取締役	小田島 伸至	1978年3月19日生	2001年4月 ソニー株式会社( 現 : ソニーグループ株式会社 ) 入社 2014年4月 同社新規事業創出部 I E P 課 統括課長 2014年12月 株式会社Q r i o 取締役 2015年8月 エアロセンス株式会社 取締役 2016年7月 ソニー株式会社( 現 : ソニーグループ株式会社 ) COSIA事業部 統括部長 2017年7月 同社Business Acceleration and Collaboration部門 副部門長 2018年4月 当社社外取締役( 現任 ) 2018年10月 ソニー株式会社( 現 : ソニーグループ株式会社 ) Open Innovation & Collaboration部 統括部長 2019年11月 同社Business Acceleration部 統括部長 2022年7月 株式会社サブリム 取締役( 現任 ) 2024年2月 ソニーグループ株式会社 Business Acceleration and Collaboration部門 部門長( 現任 ) 2024年4月 株式会社ソニー・グローバルエデュケーション 取締役( 現任 )	( 注 ) 3	-
取締役 ( 監査等委員 )	高原 明子	1967年8月31日生	1991年4月 三菱商事株式会社 入社 1999年6月 ソフトバンク株式会社 入社 2000年12月 イー・ショッピング・ボックス 株式会社( 現 : 株式会社セブン&アイ・ネット メディア ) 入社 2005年4月 株式会社ブラメド取締役 2007年3月 みずほ証券株式会社 入社 2008年11月 株式会社ベネッセスタイルケア 入社 2012年5月 株式会社リヴァンプ 入社 2014年4月 ウォンテッドリー株式会社( 常勤監査役 ) 2015年11月 同社社外取締役( 常勤監査等委員 ) 2017年12月 PCIホールディングス株式会社 社外取締役 2018年12月 同社社外取締役( 監査等委員 ) 2021年2月 株式会社ビビッドガーデン社外監査役( 現任 ) 2021年7月 株式会社リブ・コンサルティング社外監査役 2022年3月 同社社外取締役( 監査等委員 )( 現任 ) 2023年4月 当社社外取締役( 常勤監査等委員 )( 現任 )	( 注 ) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	西本 強	1973年11月21日生	2000年10月 弁護士登録 西村総合法律事務所 2002年12月 日比谷パーク法律事務所 (現第二東京弁護士会所属) 2006年5月 米国コロンビア大学ロースクール 修士課程(LL.M.L)修了 2006年9月 ヒューズ・ハバード・アンド・リード法律事務所 2007年2月 ニューヨーク州弁護士登録 2010年1月 日比谷パーク法律事務所パートナー弁護士(現任) 2011年1月 当社監査役 2018年3月 株式会社ブロードリーフ 社外監査役(現任) 2020年6月 株式会社島津製作所 社外監査役(現任) 2022年4月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	-
取締役 (監査等委員)	江戸川 泰路	1974年11月30日生	1997年3月 太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2010年7月 同法人パートナー 2015年7月 同法人企業成長サポートセンター 副センター長 2019年7月 EDiX Professional Group 江戸川公認会計士事 務所 代表パートナー(現任) 2019年12月 株式会社産業革新投資機構 監査役(現任) 2020年4月 当社監査役 2021年1月 Heartseed株式会社 監査役(現任) 2022年4月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	-
計					8,640,000

- (注) 1. 取締役小田島伸至氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役高原明子氏、西本強氏及び江戸川泰路氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は2025年4月25日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の任期は2025年4月25日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査等委員である取締役の任期は2024年4月25日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
大谷 彰徳	1976年11月19日生	2002年4月 株式会社博報堂入社 2012年4月 同社アカウントディレクター 2015年7月 当社入社 コーポレートオペレーション本部 人事総務グループ 部長(現任)	40,000

補欠の監査等委員である取締役の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期満了の時までであります。

#### 社外取締役の状況

当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）1名及び監査等委員である社外取締役3名を選任しております。当社は、コーポレート・ガバナンスの強化充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、業務執行、監督機能及び監査機能を明確化するため社外取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である社外取締役を選任しており、中立的な立場から有益な監督及び監査を十分に行える体制を整備し、経営監視機能の強化に努めております。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く）1名及び監査等委員である社外取締役3名は、IT業界での経験や経営経験など幅広い知見と経験を持ち、当社の取締役会に参加し、業務執行に関する意思決定について協議し、監督又は監査を行っております。

また常勤の監査等委員である社外取締役1名は、随時、内部監査室長、各部門との情報交換や会計監査人から監査計画及び監査結果について説明を受け、意見交換を行うなどしております。

社外取締役である小田島伸至氏は、ソニーグループ株式会社Business Acceleration and Collaboration部門の部門長であります。ソニーグループ株式会社は当社の大株主（所有割合25.2%）であります。当社と同社との重要な営業上の取引はありません。同氏は、同社にて赴任先のデンマークで液晶ディスプレイ販売事業の売上をゼロから数年で数百億円規模まで拡大させた後、同社にて本社事業戦略部門を経て新規事業創出プログラムを立案、立ち上げし、新規事業創出部の統括部長等を務められており、その豊富な経験と高い見識を、事業のグローバル展開と拡大を進める当社経営に反映させられると判断し、社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役高原明子氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別の利害関係はありません。同氏は、日本のインターネット黎明期から、インターネットを活用した様々な事業のスタートアップに携わり、主に、サービス企画・業務設計、資金調達、監査業務等のビジネスサイドの経験、実績をはじめとした専門性を有しており、当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査を期待できると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役西本強氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別の利害関係はありません。同氏は、弁護士としての豊富な経験と高い見識を当社の監査体制の強化に活かせられると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役江戸川泰路氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別の利害関係はありません。同氏は、公認会計士としての豊富な業務経験とリスクマネジメント等に係る幅広い見識を有しており、専門的見地と客観的立場から取締役の職務執行等に関する適切な監査を行う者としての役割を十分に果たすことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

また、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役4名は、当該判断基準を満たしており、当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係が無く、一般株主と利益相反の生じる恐れもないため、独立役員として株式会社東京証券取引所に届出を行っております。

#### 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員会は会計監査人と定期的に会合し、監査計画、監査重点領域、監査における発見事項、監査結果等について情報交換を行い、緊密な連携を図っております。また、監査等委員会による監査において疑問点が発見された場合には、会計監査の専門家としての助言を会計監査人に求める等常時連携できる体制を構築しております。

当社は代表取締役社長直轄の内部統制部門として内部監査室を設置しておりますが、内部監査室との関係については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（3）監査の状況 監査等委員会の監査の状況及び 内部監査の状況」に記載のとおりであります。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会の監査の状況

監査等委員会は、3名（全員が監査等委員である社外取締役）で構成されております。監査等委員は、取締役会に出席し、意見を述べ、取締役等から経営上の重要事項に関する説明を聴取しております。また、業務の適正を確保するための体制の整備状況を監視・検証するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行うとともに、財務諸表等の適正性を確保するため、会計監査を実施しております。当事業年度の重点監査項目は、（1）中長期の企業価値の向上に向けた取組み、（2）新規投資（M&A、資本業務提携、新規事業施策を含む）に対する意思決定プロセス並びに進捗状況等、（3）連結決算体制の整備・運用状況、グループガバナンスの整備・運用状況等であり、それぞれの項目につき確認を実施しております。

常勤の監査等委員は、取締役会以外の重要な会議にも出席し、当社及び子会社の監査環境の整備及び情報の収集に積極的に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視・検証し、他の監査等委員と情報の共有及び意思の疎通を図っております。また、監査等委員は代表取締役及び他役員等と定期的に会合を開催し、中間経営計画実現に向けた具体的施策と実現性につき意見交換を実施し、また、子会社を含めた各部門の管理体制の状況等につき確認しております。

監査等委員会は、会計監査人の監査計画・重点監査項目・KAM(監査上の主要な検討事項)の項目・内容等の検討状況の報告を受け、適宜、課題の共有化と情報交換を図りました。また、半期ごとに会計監査人より会計監査及び内部統制監査の手続き及び結果の概要につき報告を受け、意見交換を実施しております。さらに、内部監査部門作成の内部監査計画を確認し、定期及び随時に内部監査結果の報告を受け、内部統制システムの整備及びその運用状況等について確認を行っております。

監査等委員会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しており、当事業年度においては14回開催され、主に監査計画の審議や監査結果の報告等が行われております。個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
西本強	14回	14回
江戸川泰路	14回	14回
高原明子	14回	14回

内部監査の状況

当社は業務遂行上の不正誤謬を未然防止し、経営の合理化に寄与することを目的とし、代表取締役直轄の機関として独立した内部監査室（内部監査室長1名、担当者1名）を設置しております。

内部監査にあたっては毎期内部監査計画を策定しており、当該計画に基づき全部門対象とした内部監査を実施し、当該監査結果については代表取締役及び監査等委員会に都度報告しております。

監査等委員会監査は、内部監査と同質化しない限度において内部監査室長と協力して共同監査を行うほか、年間監査計画を相互に聴取するとともに、重要な会議に出席することによって、定期的な情報交換を行っております。

会計監査との関係については、会計監査人はEY新日本有限責任監査法人を選任しており、常に正確な経営情報を提供し、公正不偏な監査ができる環境を整備しております。具体的には監査等委員会と会計監査人との間では、定期的に会合が開催されており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見の交換等が行われております。また、期末及び四半期ごとに実施される監査講評については、監査等委員会及び内部監査室が同席することで情報の共有を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

15年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 工藤 雄一  
指定有限責任社員 業務執行社員 小野寺 勝

d . 監査業務にかかる補助者の構成

当社の監査業務にかかる補助者の構成は公認会計士10名その他16名であります。

e . 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、監査内容や指摘事項についても当社事業に対する理解が深く、監査実績も豊富であり、精度の高い監査が望めると判断したためEY新日本有限責任監査法人を再任いたしました。

なお、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f . 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

監査報酬の内容等

a . 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
23,000	-

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	41,000	-
連結子会社	-	-
計	41,000	-

(注) 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度に代わり、前事業年度の報酬の内容を記載しております。

b . 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a . を除く)

該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査計画、監査日数、当社の規模・業務の特性及び前事業年度の報酬等を勘案して、適切に決定する事としております。

e . 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人との監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 役員報酬の決定方針及び決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会の決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の役員報酬は、着実な利益成長、安定的なキャッシュ・フローの創出及びステークホルダーと良好な関係を築きつつ持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を可能とすることを目的とし、過度なリスクテイクを抑制しつつ、短期のみならず、中長期的な業績向上へ役員等の貢献意欲を高めるよう、専門機関による報酬調査結果を参考にしつつ、事業規模や収益性が概ね同程度以上の国内企業経営者の報酬に比して市場競争力のある報酬水準となるよう確認のうえ決定しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、透明性・公正性・合理性を確保し、取締役会の決議によって決定するものとしております。なお、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は経営に対する独立性・客観性を重視する観点から基本報酬のみで構成され、各監査等委員である取締役の報酬額は監査等委員会の協議によって決定されます。

b. 役員報酬の構成及び決定過程

当社の役員報酬は、前事業年度の業績を考慮し決定の上毎月定額を支給する基本報酬（金銭報酬）及び中長期の業績と連動させることを期待した株式報酬によって構成するものとしております。

なお、報酬の種類ごとの割合は、85%（基本報酬）：15%（株式報酬）を目安とし、各取締役の職位等や目標達成度に応じて適切な額を付与するものとしております。また、社外取締役については基本報酬のみによって構成しております。

基本報酬は、職責及び役位等に応じて定めるものとし、前事業年度の売上高・営業利益等の業績、業種や収益規模等に応じてベンチマークする他社の水準、経営環境等を勘案して、適宜見直すものとしております。

株式報酬は、取締役の報酬と中長期の業績との連動性を高め、企業価値の持続的な向上への適切な動機づけを図るため、下記に基づいてストック・オプションとしての新株予約権報酬を付与するものとしております。

- ・新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする
- ・新株予約権の目的である株式の数は100株とする
- ・各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に取り締役に割り当てる新株予約権の数は6,000個を上限とする
- ・新株予約権を行使することができる期間は発行決議日後2年を経過した日から10年以内の範囲とする
- ・譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする
- ・付与数は、2022年4月28日開催の定時株主総会において承認された年額300百万円の範囲内で、役位、職責、株価等を踏まえ、後述の報酬の種類ごとの割合の決定に関する方針に従い算定する株式数とする

取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬限度額は、2022年4月28日開催の定時株主総会において、年額600百万円以内（うち社外取締役は年額80百万円以内）と決議されており、当該決議時点の対象となる取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年4月28日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内と決議されており、当該決議時点の対象となる監査等委員である取締役の員数は3名です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	株式報酬	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	181,659	181,659	-	3
監査等委員(社外取締役を除く)	-	-	-	-
社外役員	17,100	17,100	-	4

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は4名(うち社外取締役1名)、監査等委員は3名(うち社外取締役3名)であります。
2. 2020年4月24日開催の第16回定時株主総会において、各取締役(社外取締役を除く)に対するストック・オプション報酬額として年額300百万円以内と決議しております。
3. 上表には、2024年4月25日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役(監査等委員)1名(うち社外取締役1名)を含んでおります。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額  
報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの  
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動等によって利益を受けることを主目的とした投資を純投資目的である投資株式、戦略上の重要性、取引関係強化を主目的とした投資を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。なお、当社は純投資目的である投資株式を保有していません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

新しいジャンルのサービスに特化した企業と業務提携することで、新サービスを育成するための開発費用の削減や許諾契約までの期間短縮が見込まれる場合を始めとして、取引関係の強化及び構築等により当社グループの企業価値の維持又は向上に資すると判断した場合に、株式を保有しております。

保有する株式については、継続的に保有先企業の財政状態、経営成績の状況並びに取引状況についてモニタリングを実施するとともに、取締役会において中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証した上で保有の合理性について毎年審議を行い、継続保有の可否について検討を行っております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	10	1,466,888
非上場株式以外の株式	1	1,661,299

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	657,256	新規事業分野における提携や情報交換を目的とした、関係性強化のための株式取得
非上場株式以外の株式	1	-	新規上場に伴い増加しております。

(注) 非上場株式以外の株式の増加銘柄数1は、保有していた株式が新規上場したことによる増加であり、取得価額の発生はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	1	-
非上場株式以外の株式	1	139,413

(注) 非上場株式の減少銘柄数1は、保有していた株式が新規上場したことによる減少であり、売却価額の発生はありません。

#### 八. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

##### 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
Aiロボティクス(株)	487,900	-	(保有目的) 同社はAIを活用したD2Cブランド事業を展開しており、新規事業分野における提携や情報交換を目的として保有しております。 当事業年度における新規上場に合わせて検討を行い、保有株式の一部を売却しております。 (株式が増加した理由) 新規上場に伴い増加しております。	無
	1,661,299	-		

##### みなし保有株式

該当事項はありません。

##### 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

- (3) 当連結会計年度(2024年2月1日から2025年1月31日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年2月1日から2025年1月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年2月1日から2025年1月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等に関する最新情報等を取得しております。また、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (2025年1月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金		9,287,543
売掛金		291,049
商品		2,245
貯蔵品		29,097
前払金		467,353
前払費用		106,566
その他		150,133
流動資産合計		10,333,989
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）		12,454
建物附属設備（純額）		22,212
船舶（純額）		30,779
車両運搬具（純額）		23,937
工具、器具及び備品（純額）		51,985
その他		3,568
有形固定資産合計		1,144,937
無形固定資産		
ソフトウェア		51,363
のれん		198,660
その他		18
無形固定資産合計		250,042
投資その他の資産		
投資有価証券		3,551,874
関係会社株式		2,16,352
繰延税金資産		15,979
その他		130,945
投資その他の資産合計		3,715,151
固定資産合計		4,110,131
資産合計		14,444,120

(単位：千円)

当連結会計年度  
(2025年1月31日)

<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払金	398,421
短期借入金	200,000
1年内返済予定の長期借入金	1,769
未払法人税等	165,836
預り金	1,684,877
ポイント引当金	12,322
資産除去債務	43,028
その他	3 65,301
流動負債合計	2,571,557
固定負債	
長期借入金	7,938
繰延税金負債	423,881
資産除去債務	1,075
固定負債合計	432,895
負債合計	3,004,452
純資産の部	
株主資本	
資本金	381,903
資本剰余金	373,292
利益剰余金	10,950,380
自己株式	1,506,980
株主資本合計	10,198,595
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	1,192,688
為替換算調整勘定	552
その他の包括利益累計額合計	1,192,136
新株予約権	41,588
非支配株主持分	7,347
純資産合計	11,439,667
負債純資産合計	14,444,120

## 【連結損益及び包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
売上高	1 5,928,834
売上原価	1,403,999
売上総利益	4,524,834
販売費及び一般管理費	2 3,785,158
営業利益	739,675
営業外収益	
受取利息	2,276
未払成約代金受入益	3,448
キャッシュバック収入	3,728
受取手数料	1,403
その他	1,440
営業外収益合計	12,298
営業外費用	
支払利息	587
為替差損	11,061
持分法による投資損失	39,393
投資事業組合運用損	6,612
雑損失	944
営業外費用合計	58,599
経常利益	693,374
特別利益	
段階取得に係る差益	2,847
固定資産売却益	3 364
新株予約権戻入益	372
投資有価証券売却益	4 139,370
特別利益合計	142,955
特別損失	
固定資産売却損	5 3,385
固定資産除却損	51
減損損失	6 69,675
投資有価証券評価損	7 99,999
特別損失合計	173,112
税金等調整前当期純利益	663,217
法人税、住民税及び事業税	309,172
法人税等調整額	44,459
法人税等合計	264,713
当期純利益	398,503
(内訳)	
親会社株主に帰属する当期純利益	433,783
非支配株主に帰属する当期純損失( )	35,279
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	1,161,896
為替換算調整勘定	552
その他の包括利益合計	8 1,161,344
包括利益	1,559,847
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	1,595,127
非支配株主に係る包括利益	35,279

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	381,903	391,474	11,186,742	1,506,959	10,453,160
当期変動額					
剰余金の配当			396,726		396,726
親会社株主に帰属する当期純利益			433,783		433,783
自己株式の取得				21	21
連結範囲の変動			273,418		273,418
連結子会社株式の取得による持分の増減		18,181			18,181
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	18,181	236,361	21	254,565
当期末残高	381,903	373,292	10,950,380	1,506,980	10,198,595

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	30,791	-	30,791	41,961	-	10,525,913
当期変動額						
剰余金の配当						396,726
親会社株主に帰属する当期純利益						433,783
自己株式の取得						21
連結範囲の変動						273,418
連結子会社株式の取得による持分の増減						18,181
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,161,896	552	1,161,344	372	7,347	1,168,318
当期変動額合計	1,161,896	552	1,161,344	372	7,347	913,753
当期末残高	1,192,688	552	1,192,136	41,588	7,347	11,439,667

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前当期純利益	663,217
減価償却費	45,275
のれん償却額	22,073
ポイント引当金の増減額(は減少)	1,291
受取利息及び受取配当金	2,276
支払利息	587
投資有価証券評価損益(は益)	99,999
投資事業組合運用損益(は益)	8,534
為替差損益(は益)	454
段階取得に係る差損益(は益)	2,847
持分法による投資損益(は益)	39,393
減損損失	69,675
固定資産売却損益(は益)	3,021
固定資産除却損	51
売上債権の増減額(は増加)	20,435
棚卸資産の増減額(は増加)	15,997
未払金の増減額(は減少)	45,554
預り金の増減額(は減少)	399,930
その他	16,269
小計	603,323
利息及び配当金の受取額	2,276
利息の支払額	587
法人税等の支払額	335,127
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>269,886</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	32,245
有形固定資産の売却による収入	1,698
有形固定資産の除却による支出	28
無形固定資産の取得による支出	11,100
投資有価証券の取得による支出	678,021
投資有価証券の売却による収入	43
投資事業組合出資金の返還による収入	123
関係会社貸付けによる支出	20,000
子会社持分取得のための前払金の支出	467,353
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 128,732
敷金及び保証金の差入による支出	55,462
保険積立金の積立による支出	19,800
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,410,878</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額(は減少)	100,000
長期借入金の返済による支出	1,305
配当金の支払額	396,726
自己株式の取得による支出	21
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>298,053</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,641
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,441,687
現金及び現金同等物の期首残高	10,529,231
現金及び現金同等物の期末残高	1 9,087,543

【注記事項】

( 継続企業の前提に関する事項 )

該当事項はありません。

( 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 )

1 . 連結の範囲に関する事項

( 1 ) 連結子会社の数 5社

主要な連結子会社の名称

株式会社BUYMA TRAVEL

( 2024年 8 月 1 日付で株式会社MEGURUより商号変更 )

MMS Guam Corporation

MMS Activity Corporation

Sea Eagle Diving Adventures, Corporation 等

MMS Guam Corporation、MMS Activity Corporationは株式会社BUYMA TRAVELの完全子会社、Sea Eagle Diving Adventures, Corporationは株式会社BUYMA TRAVELの孫会社であります。

上記を含む 5 社については、当連結会計年度において、株式会社BUYMA TRAVELの株式を追加で取得したことにより、連結の範囲に含めております。

( 2 ) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

BUYMA Inc.

( 連結の範囲から除いた理由 )

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益 ( 持分に見合う額 ) 及び利益剰余金 ( 持分に見合う額 ) 等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 . 持分法の適用に関する事項

( 1 ) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した主要な関連会社の名称

株式会社ゲツラク

当連結会計年度より、連結財務諸表を作成しているため、持分法適用の関連会社に含めておりません。

( 2 ) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社の数 1社

持分法を適用していない非連結子会社の名称

BUYMA Inc

( 持分法を適用していない理由 )

当期純損益 ( 持分に見合う額 ) 及び利益剰余金 ( 持分に見合う額 ) 等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3 . 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社BUYMA TRAVEL他 4 社の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たり、上記の連結子会社は決算日の差異が 3 ヶ月を超えないため、当該子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行っております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 . 会計方針に関する事項

( 1 ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

( ア ) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法により評価しております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

( イ ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
時価法によっております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法  
移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を適用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び国内連結会社は定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法）を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～50年
建物附属設備	5年～24年
船舶	7年
車両運搬具	5年
工具、器具及び備品	3年～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

ポイント引当金

「BUYMA」サービスの会員に購入以外で付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

Fashion Platform事業に係る収益認識

Fashion Platform事業における履行義務は、パーソナルショッパーと呼ばれる出品者がアイテムを紹介・出品し、購入者がこれを購入するマーケットプレイス「BUYMA」のサービス提供であります。パーソナルショッパーが注文を受け、買い付け及び発送を行い、購入者が商品を受領した時点で当該履行義務が充足されることから、同時点で取引価格に一定の料率を乗じた手数料を収益として認識しております。また、BUYMAサービス会員に購入に伴い付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

Travel Platform事業に係る収益認識

Travel Platform事業における履行義務は、パーソナルガイドと呼ばれる出品者が旅行プランを紹介・出品し、顧客がこれを注文するマーケットプレイス「BUYMA TRAVEL」、連結子会社が企画する「現地アクティビティサービス」の提供であります。「BUYMA TRAVEL」のサービスは、パーソナルガイドが注文を受け、予約の手配及び旅行プランの実施が完了した時点で当該履行義務が充足されることから、同時点で取引価格に一定の料率を乗じた手数料を収益として認識しております。「現地アクティビティサービス」はアクティビティプランの実施が完了した時点で当該履行義務が充足されることから、同時点で取引価格を収益として認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約取引、ヘッジ対象は外貨建予定取引であります。

ヘッジ方針

内部規程で定めるリスク管理方針に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ手段の相場変動の累計とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、比率分析する方法によっております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間（5年）で均等償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない3ヵ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

非上場株式の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
投資有価証券（非上場株式等）	1,890,574
関係会社株式（非上場株式）	16,352
投資有価証券評価損	99,999

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式及び投資有価証券のうち、非上場株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、超過収益力を加味して取得した関係会社株式及び非上場株式については、1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ50%超低下しており、また実績が取得時点の事業計画を一定期間下回る等の理由により超過収益力の低下が認められる場合には、減損処理を実施する方針です。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

投資時における超過収益力が決算日に存続しているかを検討する際には、過去の実績や入手した投資先の事業計画等を総合的に勘案しております。当該検討には、見積りの要素が含まれており、事業計画上の売上高の基礎となる部分には投資先企業が参入している市場等の成長率、また事業計画に含まれる営業利益や利益水準及び当社グループの投資の回収計画の実現可能性を主要な仮定としております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

翌連結会計年度において、投資先の業績が事業計画を下回る場合には、減損処理を行う可能性があります。

## のれんの評価

### (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

当連結会計年度

のれん	198,660
-----	---------

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

子会社株式取得時に認識したのれんについて、定期的に償却しております。また、経営環境の著しい悪化等、減損の兆候が発生した場合に減損損失の認識の判定を行っており、当該資産又は当該グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識することとしています。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りについては対象会社の直近の事業計画、また市場の動向などに基づき策定された翌連結会計年度の事業計画等を基礎として算出しております。事業計画等の主要な仮定は売上成長率、売上高の基礎となる旅客者予約数等としております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

翌連結会計年度において、子会社の事業計画の検討については、経営者の判断を伴うため、当該子会社の経営成績が事業計画等を大幅に下回るなど、仮定の見直しが必要となった場合には、減損処理を行う可能性があります。

## (未適用の会計基準等)

### 1. 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

### (1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

### (2) 適用予定日

2026年1月期の期首から適用します。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。



(連結損益及び包括利益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
給料及び手当	836,941千円
広告宣伝費	839,203
業務委託費	465,434
システム関連費	381,244

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
工具、器具及び備品	364千円
計	364千円

4 投資有価証券売却益

当社グループが保有する投資有価証券のうち一部を売却したものであります。

5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
工具、器具及び備品	89千円
船舶	3,296
計	3,385千円

6 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都港区	本社(当社)	建物	57,283千円
		工具、器具及び備品	138千円
東京都千代田区	本社 (株式会社BUYMA TRAVEL)	建物附属設備	12,007千円
		その他(投資その他の資産)	246千円

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し、資産のグルーピングを行っております。

当社及び株式会社BUYMA TRAVEL(2024年8月1日付で株式会社MEGURUより商号変更)において、翌連結会計年度に予定されている本社移転に伴い、将来使用予定がない資産について、帳簿価額を回収可能価格まで減額しております。なお、当該資産の減損損失における回収可能価格は正味売却価格によって測定しておりますが、移転に伴う原状回復義務により内装等の廃棄が見込まれていたため、ゼロとして評価しております。

7 投資有価証券評価損

当社グループが保有する投資有価証券のうち評価額が著しく下落したものについて、減損処理を実施したものであります。

8 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

		当連結会計年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額		1,674,800千円
組替調整額		
税効果調整前		1,674,800
税効果額		512,904
その他有価証券評価差額金		1,161,896
為替換算調整勘定：		
当期発生額		552
組替調整額		
税効果調整前		552
税効果額		
為替換算調整勘定		552
その他の包括利益合計		1,161,344

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	42,642,000			42,642,000
合計	42,642,000			42,642,000
自己株式				
普通株式(注)	2,969,340	60		2,969,400
合計	2,969,340	60		2,969,400

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加60株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第10回ストック・オプション(2020年5月20日付与)としての新株予約権	-	-	-	-	-	36,086
	第12回ストック・オプション(2022年7月14日付与)としての新株予約権	-	-	-	-	-	2,160
	第13回ストック・オプション(2022年7月14日付与)としての新株予約権	-	-	-	-	-	270
	第14回ストック・オプション(2022年7月14日付与)としての新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第15回ストック・オプション(2022年7月14日付与)としての新株予約権	-	-	-	-	-	3,072
合計		-	-	-	-	-	41,588

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年4月25日 定時株主総会	普通株式	396,726	10	2024年1月31日	2024年4月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年4月25日 定時株主総会	普通株式	396,726	利益剰余金	10	2025年1月31日	2025年4月28日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月31日)
現金及び預金勘定	9,287,543千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	200,000
現金及び現金同等物	9,087,543

## 2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに株式会社BUYMA TRAVEL(2024年8月1日付で株式会社MEGURUより商号変更)、同社の子会社のMMS Guam Corporation及びMMS Activity Corporation、同社の孫会社のSea Eagle Diving Adventures, Corporation等を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は以下のとおりであります。

流動資産	183,511千円
固定資産	188,727
のれん	220,733
流動負債	197,046
固定負債	120,392
非支配株主持分	24,797
株式の取得価額	250,736
支配獲得時までの取得価額	150,000
段階取得に係る差益	2,847
為替換算調整額	2,110
追加取得した株式の取得価額	99,999
支配獲得時からみなし取得日までの間に実行された貸付金	156,459
現金及び現金同等物	127,726
差引：取得のための支出	128,732

## 3. 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月31日)
重要な資産除去債務の計上額	35,660千円

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資及び短期的な運転資金は原則として自己資金で賄っており、事業計画に照らして必要と認められる場合は、銀行借り入れにより資金調達する方針であります。一時的な余資につきましては安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は、外貨建予定取引に係る為替の変動リスクヘッジを目的とした為替予約取引であり、投機的な取引は行わない方針です。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に非上場株式、非上場株式の新株予約権及び投資事業組合に対する出資金であり、発行体の信用リスクにさらされております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、未払金及び預り金は流動性リスクに晒されております。また、借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる事項」に記載されている「(7)重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、経理規程及び与信管理規程に従い営業債権について担当部署が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引に関する社内規程に従い、担当者が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、投資有価証券については、定期的にその時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との連携状況等を勘案しながら継続的な見直しを実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、利益計画に基づき資金繰り計画を作成することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。（（注）2 参照）

当連結会計年度（2025年1月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	1,935,646	1,935,646	-
資産計	1,935,646	1,935,646	-
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	9,707	9,717	9
負債計	9,707	9,717	9

(注)1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「短期借入金」、「未払法人税等」、「預り金」については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注)2. 市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2025年1月31日)
非上場株式(注1)	1,466,888
関係会社株式(注1)	16,352
投資事業有限責任組合出資(注2)	149,339

(注1) 非上場株式、関係会社株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 投資事業有限責任組合出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額  
当連結会計年度(2025年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	9,287,543	-	-	-
合計	9,287,543	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
当連結会計年度(2025年1月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他の有価証券 新株予約権	-	-	274,347	274,347
株式	1,661,299	-	-	1,661,299
合計	1,661,299	-	274,347	1,935,646

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度(2025年1月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定 の長期借入金を含む)	-	9,717	-	9,717

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、非上場投資先の新株予約権等の株式以外の投資の時価については、割引後将来キャッシュ・フローに基づく期待値法を用いて算定しております。算定に当たり、重要な観察できないインプットを用いていることから、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産のうち、レベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当連結会計年度(2025年1月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
投資有価証券 その他の有価証券	割引現在価値法	割引率	35%

(2) 期首残高から期末残高への調整表

	投資有価証券 其他有価証券
期首残高	512,634千円
損益に計上	99,999
その他の包括利益に計上	11,713
非上場投資先の新株予約権から株式への転換	150,000
期末残高	274,347

(3) 時価の評価プロセスの説明

レベル3に分類した金融商品については、評価担当者が対象となる金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定及び分析しております。また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率が著しく上昇(下落)した場合、投資有価証券の時価に著しい減少(増加)が生じます。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当連結会計年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,661,299	243	1,661,055
	その他	274,347	225,526	48,821
計		1,935,646	225,769	1,709,876

(注) 1. 非連結子会社及び関連会社株式等(連結貸借対照表計上額16,352千円)、非上場株式(連結貸借対照表計上額1,466,888千円)及び投資事業有限責任組合への出資(連結貸借対照表計上額149,339千円)については、市場価格のない株式等であることから、上記表には含めておりません。

2. その他は非上場新株予約権であります。

2. 売却したその他有価証券

当連結会計年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	139,413	139,370	-
その他	-	-	-
合計	139,413	139,370	-

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、投資有価証券について99,999千円の減損処理を行っております。減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当連結会計年度(2025年1月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

連結子会社のうち1社は、確定拠出型の年金制度である中小企業退職金共済制度を採用しております。確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

上記のほか、連結子会社のうち1社は、複数事業主制度である出版企業年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出年金制度と同様に会計処理しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、1,252千円であります。

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の企業年金制度への要拠出額は、387千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	当連結会計年度 (2025年1月31日)
年金資産の額	45,434,019千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	41,807,369
差引額	3,626,650

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

0.09%(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、主に剰余金(1,095,721千円)であります。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
新株予約権戻入益	372千円

### 3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

#### (1) ストック・オプションの内容

決議年月日	第10回新株予約権 2020年4月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社使用人 16名
株式の種類及び付与数	普通株式 575,000株
付与日	2020年5月20日
権利確定条件	(注)1
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年4月25日～2030年4月24日

(注)1.(1) 当社の2021年1月期から2025年1月期までのいずれかの決算期において売上高(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における売上高をいい、以下同様とする。)及び営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益をいい、以下同様とする。)が(ア)乃至(エ)に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる場合(以下、「行使可能割合」という。)の個数(1個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。)を限度として、行使期間中において本新株予約権を行使することができる。

(ア) 売上高が70億円、且つ、営業利益が30億円を超過した場合  
行使可能割合 15%

(イ) 売上高が87億円、且つ、営業利益が35億円を超過した場合  
行使可能割合 40%

(ウ) 売上高が100億円、且つ、営業利益が44億円を超過した場合  
行使可能割合 70%

(エ) 売上高が114億円、且つ、営業利益が50億円を超過した場合  
行使可能割合 100%

なお、当該売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

(2) 新株予約権者は、割当日以降に当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役又は使用人の地位を全て喪失した場合には、新株予約権者としての地位を喪失し、以後、当該新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 本新株予約権を1個未満の単位で行使することはできない。

(6) その他の条件は2020年4月24日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第10回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

決議年月日	第12回新株予約権 2022年6月28日
付与対象者の区分及び人数	受託者(注)1
株式の種類及び付与数	普通株式 270,000株
付与日	2022年7月14日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年5月1日～2037年6月27日

(注)1. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役職員のうち受益者として指定された者に交付される。

2.(1) 本新株予約権者は、2024年1月期から2032年1月期までのいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書。以下同様。)に記載された売上高が、下記(ア)から(エ)に記載したいずれかの条件を充たした場合、付与された本新株予約権のうち、各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)を上限として本新株予約権を行使することができる。

(ア) 2024年1月期から2026年1月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が100億円を超過した場合： 行使可能割合30%

(イ) 2024年1月期から2032年1月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が150億円を超過した場合： 行使可能割合45%

(ウ) 2024年1月期から2032年1月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が200億円を超過した場合： 行使可能割合60%

(エ) 2024年1月期から2032年1月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が300億円を超過した場合： 行使可能割合100%

なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

(2) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員又は顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

決議年月日	第13回新株予約権 2022年6月28日
付与対象者の区分及び人数	受託者(注)1
株式の種類及び付与数	普通株式 270,000株
付与日	2022年7月14日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年5月1日～2039年6月27日

(注)1. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役職員のうち受益者として指定された者に交付される。

- 2.(1) 本新株予約権者は、2024年1月期から2037年1月期までのいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書。以下同様。）に記載された売上高が、下記(ア)又は(イ)に記載したいずれかの条件を充たした場合、付与された本新株予約権のうち、各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として本新株予約権を行使することができる。
- (ア) 売上高が200億円を超過した場合： 行使可能割合30%
- (イ) 売上高が300億円を超過した場合： 行使可能割合100%
- なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員又は顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

決議年月日	第14回新株予約権 2022年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 14名
株式の種類及び付与数	普通株式 202,100株
付与日	2022年7月14日
権利確定条件	(注)1
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年6月29日～2032年6月27日

- (注)1.(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2024年1月期から2032年1月期までのいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書。以下同様。）に記載された売上高が、下記(ア)から(エ)に記載したいずれかの条件を充たした場合、付与された本新株予約権のうち、各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として本新株予約権を行使することができる。
- (ア) 2024年1月期から2026年1月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が100億円を超過した場合： 行使可能割合30%
- (イ) 2024年1月期から2032年1月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が150億円を超過した場合： 行使可能割合45%
- (ウ) 2024年1月期から2032年1月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が200億円を超過した場合： 行使可能割合60%
- (エ) 2024年1月期から2032年1月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が300億円を超過した場合： 行使可能割合100%
- なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

決議年月日	第15回新株予約権 2022年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 384,000株
付与日	2022年7月14日
権利確定条件	(注)1
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年5月1日～2037年6月27日

(注)1.(1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2024年1月期から2032年1月期までのいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書。以下同様。)に記載された売上高が、下記(ア)から(エ)に記載したいずれかの条件を充たした場合、付与された本新株予約権のうち、各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)を上限として本新株予約権を行使することができる。

(ア) 2024年1月期から2026年1月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が100億円を超過した場合： 行使可能割合30%

(イ) 2024年1月期から2032年1月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が150億円を超過した場合： 行使可能割合45%

(ウ) 2024年1月期から2032年1月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が200億円を超過した場合： 行使可能割合60%

(エ) 2024年1月期から2032年1月期のいずれの事業年度において一度でも売上高が300億円を超過した場合： 行使可能割合100%

なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年1月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	第10回新株予約権 2020年4月24日	第12回新株予約権 2022年6月28日	第13回新株予約権 2022年6月28日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	270,000	270,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	270,000	270,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	77,700	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	800	-	-
未行使残	76,900	-	-

決議年月日	第14回新株予約権 2022年6月28日	第15回新株予約権 2022年6月28日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	202,100	384,000
付与	-	-
失効	4,900	-
権利確定	-	-
未確定残	197,200	384,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

決議年月日	第10回新株予約権 2020年4月24日	第12回新株予約権 2022年6月28日	第13回新株予約権 2022年6月28日
権利行使価格(円)	927	499	499
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価	1株につき465円93銭	1株につき226円77銭	1株につき250円17銭

決議年月日	第14回新株予約権 2022年6月28日	第15回新株予約権 2022年6月28日
権利行使価格(円)	506	499
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価	1株につき194円25銭	1株につき226円77銭

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法  
該当事項はありません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法  
権利確定条件等を考慮し、失効数を見積もっております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2025年1月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)1	617,351千円
ポイント引当金	3,773
一括償却資産超過額	1,790
資産除去債務	11,971
減価償却超過額	9,755
投資有価証券	65,549
未払事業税	8,833
その他	1,294
繰延税金資産小計	720,319
評価性引当額	598,918
繰延税金資産合計	121,400
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	526,496
減価償却費	2,321
その他	484
繰延税金負債合計	529,303
繰延税金負債の純額	407,902

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
当連結会計年度(2025年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	-	-	617,351	617,351
評価性引当額	-	-	-	-	-	598,918	598,918
繰延税金資産 (2)	-	-	-	-	-	18,432	18,432

- (1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (2) 税務上の繰越欠損金617,351千円(法定実効税率を乗じた額)に対して繰延税金資産18,432千円を計上しております。当該繰延税金資産18,432千円は、連結子会社2社における税務上の繰越欠損金の残高18,432千円(法定実効税率を乗じた額)を認識したものです。当該税務上の繰越欠損金のうち、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断した部分は評価性引当額として認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2025年1月31日)
法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.10
住民税均等割	0.18
持分法による投資損益	1.82
のれんの償却額	0.89
評価性引当額の増減	6.92
海外子会社適用税率差異	0.05
その他	0.55
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.91

3. 連結決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以降に開始する連結会計年度から防衛法人特別税が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、令和8年4月1日以降に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%から31.52%に変更されます。この税率変更により、繰延税金負債の金額は12,827千円増加する見込みとなります。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社BUYMA TRAVEL (2024年8月1日付で株式会社MEGURUより商号変更)
事業の内容	旅行業全般
被取得企業の完全子会社	MMS Guam Corporation MMS Activity Corporation
被取得企業の孫会社の名称	Sea Eagle Diving Adventures, Corporation 等

企業結合を行った理由

当社は、2024年3月14日に公表した中期売上目標の達成に向けた取り組みを進めております。その中で、BUYMA以外の新たな収益源の構築に注力しており、旅行関連事業を収益の柱の1つとして成長させることを目標としております。株式会社BUYMA TRAVELは旅行メディアとして国内有数企業である昭文社ホールディングスからスピンアウトした企業であり、アクティビティ予約プラットフォームであるHello Activity(旧MapleActivity)の運営を行っております。また、子会社であるMMS Guam Corporationはグアム最大級のマリナクティビティ施設を運営しており、日本人旅行者だけでなく韓国等からの外国人利用者にも数多く利用されております。その他、ハワイでダイビング事業を運営するMMS Activity Corporationをグループ化するなど安定的な需要が見込める人気エリアでのロールアップM&A戦略を通じて業容を拡大しております。当社は、2021年以降、段階的に株式会社BUYMA TRAVELへの出資を行い、昨年度からはBUYMA TRAVELとHello Activityのユーザーアカウント連携を進めるなど徐々に協業を進めて参りました。コロナ禍で旅行業界の事業環境が厳しい状態が続いておりましたが、徐々に改善が進む中で、当社と株式会社BUYMA TRAVELで一体となって旅行事業を運営することでより成長を加速することができると考えることから、株式会社BUYMA TRAVELを連結子会社化することといたしました。今回の株式会社BUYMA TRAVELグループの子会社化を機に、グループ内の経営資源の共有や事業連携の強化を通じ、相互にシナジーを発揮し、新たな価値創造と一層の企業価値向上を目指してまいります。

企業結合日

2024年5月20日(みなし取得日 2024年6月30日)

企業結合の法定形式

現金を対価とした株式の取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	49.99%
企業結合日に追加取得した議決権比率	21.75%
取得後の議決権比率	71.74%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした第三者割当増資及び新株予約権の行使により株式を取得したことによるものです。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

被取得企業の決算日は12月31日であります。連結決算日との差異が3ヵ月を超えないため、被取得企業の財務諸表を基礎として連結財務諸表を作成しております。また、みなし取得日を2024年6月30日としていることから、2024年7月1日から2024年12月31日までの期間の業績を含めております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合直前に所有していた持分の企業結合日における時価	150,736千円
	追加取得に伴い支出した金額	99,999
取得原価		250,736

(4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 2,847千円

(5) 主な取得関連費用の内容及び金額

株価算定費用 600千円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び期間

発生したのれん

220,733千円

発生原因

主として今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内容

流動資産	183,511千円
固定資産	188,727
資産合計	372,239
流動負債	197,046
固定負債	120,392
負債合計	317,438

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

共通支配下の取引（吸収分割による事業承継）

当社は、2024年6月14日開催の取締役会において、2024年8月1日を効力発生日として、当社のBUYMA TRAVEL事業を、当社の連結子会社となる株式会社BUYMA TRAVELに承継させる吸収分割を行うことを決議し、2024年8月1日付でBUYMA TRAVEL事業を株式会社BUYMA TRAVELへ分割いたしました。

(1) 吸収分割の概要

対象となる事業の内容

プライベートツアー予約サイトBUYMA TRAVELの運営

企業結合日

2024年8月1日

企業結合の法定形式

当社を分割企業とし、株式会社BUYMA TRAVELを承継会社とする吸収分割（簡易吸収分割）です。

結合後企業の名称

株式会社BUYMA TRAVEL

吸収分割の目的

当社は、2024年3月14日に公表した中期売上目標の達成に向けた取り組みを進めております。その中で、BUYMA事業以外の新たな収益源の構築に注力しており、旅行関連事業を収益の柱の1つとして成長させることを目標としております。2024年5月20日に株式会社BUYMA TRAVELを子会社化し、旅行関連事業の拡大を進めております。

今般、本会社分割により、当社グループの旅行関連事業を株式会社BUYMA TRAVELに集中させ、事業効率を高めながらサービスの拡充を図るとともに、社名も株式会社MEGURUより株式会社BUYMA TRAVELとすることで、BUYMAの知名度及び信用力を活用して当社グループ全体としての旅行関連事業のさらなる成長を図ってまいります。

子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 BUYMA TRAVEL事業 10,000千円

被支配株主との取引に係る親会社の持分変動に関する事項  
非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額 978千円  
主な変動要因

子会社株式の追加取得分の取得原価と、分割するBUYMA TRAVEL事業の持分減少との差額によるものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理をいたします。

共通支配下の取引（連結子会社の出資金追加取得）

当社は、2024年12月20日に連結子会社である株式会社BUYMA TRAVELに対して貸付金の現物出資による株式の取得（デット・エクイティ・スワップ）を決定し、2024年12月24日に実施いたしました。

(1) 取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

企業の名称：株式会社BUYMA TRAVEL

事業の内容：旅行業全般

企業結合日

2024年12月24日

企業結合の法定形式

貸付金の現物出資による株式の取得（デット・エクイティ・スワップ）

結合後企業の名称

変更ありません。

その他取引の概要に関する事項

同社の財務基盤の安定化を目的とした、同社の増資をデット・エクイティ・スワップによる方法で引き受けております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(3) 子会社出資金の追加取得に関する事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現物出資の対象となる債権の額面総額	50,000千円
取得原価		50,000千円

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.066%～1.518%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

当連結会計年度における当社及び株式会社BUYMA TRAVEL（2024年8月1日付で株式会社MEGURUより商号変更）の本社移転を決議いたしました。これにより、移転前の本社の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる新たな情報の入手に伴い、原状回復費用及び使用見込み期間の見積りの変更を行いました。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
期首残高	8,443千円
見積りの変更に伴う増加額	31,555
時の経過による調整額	75
新規連結子会社の取得に伴う増加額	4,030
期末残高	44,103

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		合計
	Fashion Platform事業	Travel Platform事業	
主たる地域市場/売上高			
日本	4,196,049	5,686	4,201,736
アメリカ	226,496	279,675	506,172
韓国	590,788	-	590,788
その他	624,765	5,371	630,136
顧客との契約から生じる収益	5,638,100	290,733	5,928,834
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	5,638,100	290,733	5,928,834

(注) 当連結会計年度より、報告セグメントを従来の「ソーシャルコマース事業」の単一セグメントから、「Fashion Platform事業」、「Travel Platform事業」の2区分に変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
契約負債(期首残高)	31,725
契約負債(期末残高)	29,448

連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は、当社が付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、31,725千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益が見込まれる期間の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは「BUYMA（バイマ）」及び「BUYMA TRAVEL（バイマトラベル）」を中心としたサービスを提供しております。

当社及び当社の連結子会社はそれぞれ独立した経営単位として、取り扱うサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、当社グループは取り扱うサービス別セグメントから構成されており、「Fashion Platform事業」「Travel Platform事業」の2つを報告セグメントとしております。

セグメントごとに提供をしている主要なサービスは、下記のとおりであります。

Fashion Platform事業	・「BUYMA（バイマ）」
Travel Platform事業	・「BUYMA TRAVEL（バイマトラベル）」 ・現地アクティビティサービス

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度より、経営区分の見直しに伴い、ビジネスモデルの特性や類似性・関連性に基づき、報告セグメントを従来の「ソーシャルコマース事業」の単一セグメントから、「Fashion Platform事業」、「Travel Platform事業」の2区分に変更しております。

また、当社は、株式会社BUYMA TRAVEL（2024年8月1日付で株式会社MEGURUより商号変更）の株式を取得し、同社及びその子会社3社並びにその孫会社1社を新たに連結の範囲に含め、「Travel Platform事業」の報告セグメントに追加しております。

なお、2024年6月30日をみなし取得日としているため、同社の第3四半期以降の業績をTravel Platform事業に含めて集計しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

なお、セグメント資産及び負債については、取締役会に対して定期的に提供しておらず、経営資源の配分決定及び業績評価の検討対象となっていないため、開示しておりません。

4. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
当連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結損益及び 包括利益計算 書計上額 (注) 2
	Fashion Platform事業	Travel Platform事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,638,100	290,733	5,928,834	-	5,928,834
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	5,638,100	290,733	5,928,834	-	5,928,834
セグメント利益又は損失 ( )	1,580,691	177,884	1,402,806	663,130	739,675
その他の項目					
減価償却費	22,098	15,111	37,209	945	38,155

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額 663,130千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。
  - (2) 減価償却費の調整額945千円は各報告セグメントに配分していない全社資産の減価償却費であります。
2. セグメント利益は、連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	アメリカ合衆国	韓国	その他	合計
4,201,736	506,172	590,788	630,136	5,928,834

(注) 売上高は顧客の居住地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：千円）

日本	アメリカ合衆国	合計
50,253	94,684	144,937

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

(単位:千円)

	Fashion Platform事業	Travel Platform事業	計	全社・消去	連結財務諸表計 上額
減損損失	-	12,253	12,253	57,421	69,675

(注) 当社(全社資産)及び株式会社BUYMA TRAVELにおいて、翌連結会計年度中に予定されている本社移転に伴い、当初想定していた使用見込がないと判断したことから、減損損失として特別損失に計上しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

(単位:千円)

	Fashion Platform事業	Travel Platform事業	計	全社・消去	連結財務諸表計 上額
当期償却額	-	22,073	22,073	-	22,073
当期末残高	-	198,660	198,660	-	198,660

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
1株当たり純資産額	287円11銭
1株当たり当期純利益	10円93銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-

(注) 1. 潜在株式調整後の1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2025年1月31日)
純資産の部の合計額(千円)	11,439,667
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	48,935
(うち新株予約権(千円))	(41,588)
(うち非支配株主持分(千円))	(7,347)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	11,390,732
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	39,672,600

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	433,783
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	433,783
期中平均株式数(株)	39,672,629

(重要な後発事象)

(連結子会社による持分の取得)

当社は2024年12月5日、会社法第370条及び当社定款第23条に基づく取締役会の決議に替わる書面決議により、当社の連結子会社である株式会社BUYMA TRAVEL(2024年8月1日付で株式会社MEGURUより商号変更)(以下「BMT社」)が、Formal Trans, LLC(以下「FM社」)の持分を取得し、子会社化(当社の孫会社)することについて決議いたしました。

(1) 持分取得の目的

当社グループは、2024年3月14日に公表した中期売上目標の達成に向けた取り組みを進めております中で、BUYMA事業以外の新たな収益源の構築に注力しており、旅行関連事業を収益の柱の1つとして成長させることを目標としております。

BMT社が運営する2つの海外アクティビティ予約プラットフォーム(BUYMA TRAVEL及びHello Activity)において、これまでも送迎需要が旺盛であった一方で、あくまで成約金額の手数料収入に限定されておりましたが、FM社の孫会社化により送迎機能を内製化することで収益拡大が期待できると考えております。また、孫会社がハワイで運営するダイビング事業においてもこれまではダイビングインストラクターがドライバーも兼務していたために、本業のダイビングに専念することが困難でしたが、今後はダイビングインストラクターとドライバーの分業を進めることでアクティビティ実施頻度の上昇も期待できると考えております。

(2) 持分を取得する会社の名称

被取得企業の名称	Formal Trans, LLC
所在地	米国ハワイ州
事業の内容	ハワイオアフ島でのリムジン及びハイヤーサービス運営

(3) 持分譲渡実行日

2025年2月1日(みなし取得日 2025年3月31日)

持分譲渡実行日が翌連結会計年度になるため、本件による2025年1月期の連結業績に与える影響は軽微であります。なお、本件が2026年1月期の連結業績に与える影響につきましては、現在精査中であります。

(4) 取得持分割合、取得価額及び取得前後の所有持分の状況

(1) 異動前の所有持分割合	0%
(2) 取得持分割合	100%
(3) 取得価額	FM社の持分 290万米ドル(435百万円) アドバイザー費用(概算額) 17万米ドル(25百万円)
(4) 異動後の所有持分割合	100%

該当企業の会社形態がLLCのため株式は発行しておりません。

表中( )内の日本円表記は、1米ドル=150円で換算しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金		200,000	1.55	-
1年以内に返済予定の長期借入金		1,769	10.84	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)		7,938	10.84	2026年～2029年
合計		209,707	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,971	2,195	2,446	1,324

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	-	2,566,288	-	5,928,834
税金等調整前四半期(当期) 純利益(千円)	-	202,285	-	663,217
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(千円)	-	131,897	-	433,783
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	-	3.32	-	10.93

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	-	0.82	-	-

- (注) 1. 当社は中間連結会計期間より連結財務諸表を作成しているため、第1四半期については記載しておりません。なお、みなし取得日を2024年6月30日としており、中間連結会計期間においては貸借対照表のみを連結しております。
2. 第3四半期に係る四半期報告書は提出していないため、第3四半期及び第4四半期に係る各数値については記載しておりません。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	10,729,231	9,138,953
売掛金	246,574	1,244,325
商品	-	2,245
貯蔵品	47,312	28,444
前渡金	44,366	41,854
前払費用	1,711,426	1,957,727
関係会社短期貸付金	-	1,200,000
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	-	1,506,646
未収入金	131,344	1,799,074
その他	389	571
流動資産合計	11,270,646	9,701,843
固定資産		
有形固定資産		
建物	39,815	12,454
工具、器具及び備品	29,270	34,829
有形固定資産合計	3,699,085	3,472,283
無形固定資産		
ソフトウェア	4,415	12,840
その他	18	18
無形固定資産合計	4,433	12,859
投資その他の資産		
投資有価証券	1,307,752	3,551,874
関係会社株式	1,327,053	627,652
その他の関係会社有価証券	1,150,000	-
関係会社長期貸付金	-	1,564,043
敷金及び保証金	38,627	90,452
長期前払費用	1,7561	1,4867
繰延税金資産	50,038	-
その他	-	1,515
投資その他の資産合計	1,881,033	4,839,405
固定資産合計	1,954,553	4,899,547
資産合計	13,225,199	14,601,391

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	1,319,680	1,347,025
未払費用	5,363	9,826
未払法人税等	193,712	163,422
未払消費税等	45,055	11,276
預り金	2,072,297	1,651,961
ポイント引当金	13,613	12,322
資産除去債務	-	38,998
その他	41,117	45,498
流動負債合計	2,690,842	2,280,331
固定負債		
繰延税金負債	-	424,065
資産除去債務	8,443	1,075
固定負債合計	8,443	425,140
負債合計	2,699,285	2,705,472
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	381,903	381,903
資本剰余金		
資本準備金	321,103	321,103
その他資本剰余金	70,371	70,371
資本剰余金合計	391,474	391,474
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	11,186,742	11,395,245
利益剰余金合計	11,186,742	11,395,245
自己株式	1,506,959	1,506,980
株主資本合計	10,453,160	10,661,642
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	30,791	1,192,688
評価・換算差額等合計	30,791	1,192,688
新株予約権	41,961	41,588
純資産合計	10,525,913	11,895,919
負債純資産合計	13,225,199	14,601,391

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
売上高	6,203,762	5,645,264
売上原価	1,341,601	1,295,883
売上総利益	4,862,160	4,349,381
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 3,862,653	<sup>1</sup> 3,452,526
営業利益	999,507	896,854
営業外収益		
受取利息	494	4,984
未払成約代金受入益	22,390	3,448
助成金収入	1,495	-
キャッシュバック収入	1,386	3,728
受取手数料	-	1,403
その他	7,644	1,358
営業外収益合計	33,411	14,923
営業外費用		
為替差損	8,950	13,417
支払手数料	174	-
投資事業組合運用損	3,801	6,612
雑損失	238	143
営業外費用合計	13,164	20,174
経常利益	1,019,753	891,604
特別利益		
固定資産売却益	<sup>2</sup> 395	<sup>2</sup> 364
新株予約権戻入益	-	372
投資有価証券売却益	<sup>3</sup> 134,646	<sup>3</sup> 139,370
特別利益合計	135,042	140,107
特別損失		
固定資産売却損	<sup>4</sup> 40	<sup>4</sup> 89
固定資産除却損	140	51
減損損失	-	57,421
投資有価証券評価損	-	<sup>5</sup> 99,999
商品評価損	210	-
特別損失合計	391	157,562
税引前当期純利益	1,154,404	874,149
法人税、住民税及び事業税	320,911	307,719
法人税等調整額	4,873	38,800
法人税等合計	316,038	268,919
当期純利益	838,365	605,229

売上原価明細書

		前事業年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)		当事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
外注費	1	7,026	0.5	9,741	0.8
経費		1,334,575	99.5	1,286,142	99.2
計		1,341,601	100.0	1,295,883	100.0
売上原価		1,341,601		1,295,883	

(注)

前事業年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)		当事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	
1 経費の主な内訳は次のとおりであります。		1 経費の主な内訳は次のとおりであります。	
支払手数料	1,273,545千円	支払手数料	1,183,790千円

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年2月1日 至 2024年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	381,903	321,103	70,371	391,474	10,746,507	10,746,507	1,424,689	10,095,195
当期変動額								
剰余金の配当					398,130	398,130		398,130
当期純利益					838,365	838,365		838,365
自己株式の取得							82,269	82,269
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	440,234	440,234	82,269	357,965
当期末残高	381,903	321,103	70,371	391,474	11,186,742	11,186,742	1,506,959	10,453,160

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	8,319	8,319	41,961	10,145,475
当期変動額				
剰余金の配当				398,130
当期純利益				838,365
自己株式の取得				82,269
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	22,472	22,472		22,472
当期変動額合計	22,472	22,472	-	380,438
当期末残高	30,791	30,791	41,961	10,525,913

当事業年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	381,903	321,103	70,371	391,474	11,186,742	11,186,742	1,506,959	10,453,160
当期変動額								
剰余金の配当					396,726	396,726		396,726
当期純利益					605,229	605,229		605,229
自己株式の取得							21	21
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								-
当期変動額合計	-	-	-	-	208,503	208,503	21	208,481
当期末残高	381,903	321,103	70,371	391,474	11,395,245	11,395,245	1,506,980	10,661,642

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	30,791	30,791	41,961	10,525,913
当期変動額				
剰余金の配当				396,726
当期純利益				605,229
自己株式の取得				21
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,161,896	1,161,896	372	1,161,523
当期変動額合計	1,161,896	1,161,896	372	1,370,005
当期末残高	1,192,688	1,192,688	41,588	11,895,919

【注記事項】

( 継続企業の前提に関する事項 )

該当事項はありません。

( 重要な会計方針 )

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法

( 1 ) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

( 2 ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法により評価しております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2 . デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3 . 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を適用しております。

4 . 固定資産の減価償却の方法

( 1 ) 有形固定資産

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8年～50年

工具、器具及び備品 3年～15年

( 2 ) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

5 . 引当金の計上基準

ポイント引当金

「BUYMA」サービスの会員に購入以外で付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

6 . 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 7. 収益及び費用の計上基準

### (1) BUYMAサービスに係る収益認識

当該事業の主な履行義務は、パーソナルショッパーと呼ばれる出品者がアイテムを紹介・出品し、購入者がこれを購入するマーケットプレイス「BUYMA」のサービス提供であります。また、パーソナルショッパーが注文を受け、買い付け及び発送を行い、購入者が商品を受領した時点で当該履行義務が充足されることから、同時点で取引価格に一定の料率を乗じた手数料を収益として認識しております。

### (2) ポイント制度に係る収益認識

BUYMAサービス会員に購入に伴い付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約取引、ヘッジ対象は外貨建予定取引であります。

### (3) ヘッジ方針

内部規程で定めるリスク管理方針に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

### (4) ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ手段の相場変動の累計とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、比率分析する方法によっております。

## 9. その他財務諸表作成のための基本となる事項

該当事項はありません。

### (重要な会計上の見積り)

#### 非上場株式の評価

##### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
投資有価証券（非上場株式等）	1,307,752	1,890,574
関係会社株式（非上場株式）	327,053	627,652
投資有価証券評価損	-	99,999

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

(表示方法の変更)

(単体開示の簡素化に伴う財務諸表等規則第127条の適用及び注記の免除等に係る表示方法の変更)

当社は、当事業年度より連結財務諸表を作成することとなったことを受け、特例財務諸表提出会社として、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「キャッシュバック収入」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた1,386千円は、「キャッシュバック収入」1,386千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

当事業年度における本社移転決議に伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。また、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる新たな情報の入手に伴い、原状回復費用及び使用見込み期間の見積りの変更を行いました。この変更により、変更前の資産除去債務残高に31,555千円を加算し、従来の方法に比べて、当事業年度の税引前当期純利益は31,555千円減少しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
短期金銭債権	118千円	76,652千円
長期金銭債権	55千円	564,572千円
短期金銭債務	289千円	379千円

2. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金に対して、以下のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
株式会社BUYMA TRAVEL	- 千円	200,000千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	107,253千円	177,328千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額も含めて表示しております。

(損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度36.3%、当事業年度31.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度63.7%、当事業年度68.6%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 2月 1日 至 2024年 1月31日)	当事業年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月31日)
給料手当	823,976千円	784,998千円
広告宣伝費	1,106,297千円	823,518千円
業務委託費	514,795千円	403,360千円
システム関連費	315,952千円	381,244千円
減価償却費	21,849千円	23,902千円

(注) 1. 「システム関連費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より販売費及び一般管理費のうち、主要な費目として表示しております。なお、この変更を反映させるため、前事業年度におきましても主要な費目として表示しております。

2. 前事業年度において、主要な費目として表示していた「販売促進費」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より主要な費目として表示しておりません。なお、前事業年度の「販売促進費」は、297,520千円であります。

2. 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 2月 1日 至 2024年 1月31日)	当事業年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月31日)
工具、器具及び備品	395千円	364千円
計	395千円	364千円

3. 投資有価証券売却益

前事業年度(自 2023年 2月 1日 至 2024年 1月31日)

当社が保有する投資有価証券のうち一部を売却したものであります。

当事業年度(自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月31日)

当社が保有する投資有価証券のうち一部を売却したものであります。

4. 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 2月 1日 至 2024年 1月31日)	当事業年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月31日)
工具、器具及び備品	40千円	89千円
計	40千円	89千円

5. 投資有価証券評価損

前事業年度(自 2023年 2月 1日 至 2024年 1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月31日)

当社が保有する投資有価証券のうち評価額が著しく下落したものについて、減損処理を実施したものであります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度(千円)
子会社株式	104
関連会社株式	326,949

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度(千円)
子会社株式	586,495
関連会社株式	41,157

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
(繰延税金資産)		
商品	1,950千円	-千円
ポイント引当金	4,169千円	3,773千円
一括償却資産償却超過額	2,153千円	1,790千円
資産除去債務	457千円	11,971千円
減価償却超過額	6,577千円	9,649千円
投資有価証券	34,924千円	65,549千円
未払事業所税	894千円	863千円
未払事業税	12,503千円	8,833千円
繰延税金資産合計	63,631千円	102,431千円
(繰延税金負債)		
その他投資有価証券評価差額金	13,592千円	526,496千円
繰延税金負債合計	13,592千円	526,496千円
繰延税金資産の純額	50,038千円	424,065千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
法定実効税率	30.62%	
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.06%	法定実効税率と税効果
住民税均等割等	0.05%	会計適用後の法人税等
法人税額の特別税額控除	3.36%	の負担率との間の差異
その他	0.00%	が法定実効税率の100
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.38%	分の5以下であるため
		注記を省略しています。

3. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以降に開始する連結会計年度から防衛法人特別税が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、令和8年4月1日以降に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%から31.52%に変更されます。この税率変更により、繰延税金負債の金額は12,827千円増加する見込みとなります。

(企業結合等関係)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額(千円)
有形固定資産						
建物	39,815	31,555	57,283 (57,283)	1,633	12,454	63,799
工具、器具及び備品	29,270	25,683	471 (138)	19,652	34,829	113,528
有形固定資産計	69,085	57,238	57,555 (57,421)	21,285	47,283	177,328
無形固定資産						
ソフトウェア	4,415	11,100	51	2,622	12,840	56,848
その他	18				18	
無形固定資産計	4,433	11,100	51	2,622	12,859	56,848
長期前払費用	7,561	7,821	10,515		4,867	

(注) 1. 「当期減少額」の( )は内数で、減損損失計上額であります。

2. 「減価償却累計額」には、減損損失累計額が含まれております。

3. 「当期増加額」のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	本社移転に係る資産除去債務の見積り変更	31,555千円
工具、器具及び備品	サービス開発用機器購入	25,683千円

4. 「当期減少額」のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社移転に係る減損損失	57,283千円
----	-------------	----------

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
ポイント引当金	13,613	12,322	13,613	12,322

(注) ポイント引当金の「当期減少額」は、洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月1日から1月31日まで
定時株主総会	4月中
基準日	1月31日
剰余金の配当の基準日	7月31日 1月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	該当事項はありません。
買取手数料	株式の売買の委託にかかる手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。当社の公告掲載URLは次のとおりです。 <a href="https://enigmo.co.jp/">https://enigmo.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 当社は2025年3月17日付取締役会で、以下の株主優待制度の導入を決議しました。

(1) 本制度の対象となる株主様

(初回)

2025年7月31日現在の株主名簿に記載又は記録され、200株以上を保有されている株主様

(次回以降)

毎年7月31日現在の株主名簿に記載又は記録され、継続保有の要件として、同一の株主番号にて2回連続

(1月末及び7月末)で株主名簿に200株以上の保有が記載又は記録されている株主様

(2) 株主優待の内容

基準日における保有株数に応じて以下の優待を贈呈します。

「BUYMA」もしくは「BUYMA TRAVEL」で利用可能な株主優待クーポン

200株以上500株未満 : 2,000円分

500株以上1,000株未満 : 5,000円分

1,000株以上 : 10,000円分

(3) ご利用期限

発行より6ヵ月間となります。(毎年10月頃に対象の株主様へ株主優待ご利用案内を送付予定です。)

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第20期（自 2023年2月1日 至 2024年1月31日）2024年4月25日関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年4月25日関東財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第21期第1四半期（自 2024年2月1日 至 2024年4月30日）2024年6月14日関東財務局長に提出

#### (4) 半期報告書及び確認書

事業年度 第21期中（自 2024年2月1日 至 2024年7月31日）2024年9月13日関東財務局長に提出

#### (5) 臨時報告書

2024年4月25日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年4月24日

株式会社エニグモ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 工藤 雄一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小野寺 勝  
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エニグモの2024年2月1日から2025年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エニグモ及び連結子会社の2025年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

非上場株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、「中核事業最大化」、「隣接ECへの拡大」及び「非関連分野での成長探索」といった各成長戦略を加速させるため、M&amp;A・アライアンスを積極的に活用し、将来性の高いベンチャー企業への投資を行っている。2025年1月31日現在、連結貸借対照表において「投資有価証券」3,551,874千円（連結総資産の24.6%）を計上しており、このうち、非上場株式として計上した1,466,888千円については株式発行会社の1株当たり純資産額に比べて相当程度高い価額にて取得している。</p> <p>非上場株式は【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、取得原価をもって貸借対照表価額としているが、超過収益力を加味して取得した非上場株式については、1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ50%超低下しており、また実績が取得時点の事業計画を一定期間下回る等の理由により超過収益力の低下が認められる場合には減損処理が行われる可能性がある。</p> <p>超過収益力の評価は、投資先の将来の事業計画や投資先の事業環境などを踏まえた経営者の予測・仮定・判断が用いられる。特に、ベンチャー企業に対する投資においては、予測不能な事態の発生、当初事業計画から業績の下振れなどにより、将来の収益性における不確実性が存在する。</p> <p>当該状況下において、非上場株式の評価が適切に行われない場合、投資有価証券が過大評価される可能性が存在し、財務諸表全体に及ぼす影響も小さくない。</p> <p>以上より、非上場株式の評価は、不確実性が伴うという質的な重要性があり、また、財務諸表に与える金額的な重要性も認められる。したがって、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、非上場株式の評価について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非上場株式の実質価額に含まれる超過収益力の評価に関する経営者の見積プロセスを理解するために、経営者等に対する質問を実施し、また取得時点の事業計画と財務数値、計画数値が基礎資料や取締役会議事録等と整合しているかを検討した。</li> <li>・会社が作成した減損判定資料を入手し、減損の要否が正確な計算に基づいて判定されているかを検討するとともに、減損判定の基礎となる投資先の財務数値、計画数値が基礎資料や投資先の事業計画等と整合しているかを検討した。</li> <li>・超過収益力の基礎となる事業計画を検証するために、会社が作成した検討資料を閲覧し、経営者等への質問、監査人自らが入手した外部情報等を勘案し、事業計画の合理性について検討した。</li> <li>・経営者の見積プロセスの有効性を評価するため、取得時点の事業計画とその後の実績を比較し、経営者等への質問や関連資料の閲覧等により検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エニグモの2025年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社エニグモが2025年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月24日

株式会社エニグモ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 工藤 雄一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小野寺 勝  
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エニグモの2024年2月1日から2025年1月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エニグモの2025年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

非上場株式の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（非上場株式の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。